

阿波市障がい者計画（第4次）
阿波市障がい福祉計画（第7期）
阿波市障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月
阿波市

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 障がい福祉に関する制度・施策の変遷・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 障がい者を取り巻く現状

- 1 人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 障がい者計画の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第3章 障がい者計画（第4次）

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 基本方針1 地域共生社会の推進・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 基本方針2 生活・日中の活動支援体制の充実・・・・ 48
- 5 基本方針3 教育・育成の充実・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 6 基本方針4 保健・医療体制の充実・・・・・・・・・・・・ 57

第4章 障がい福祉計画（第7期）

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について・・・・ 61
- 3 成果目標 第7期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 4 活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 5 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

第5章 障がい児福祉計画（第3期）

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- 2 障がい児支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- 3 成果目標 第3期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 4 活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

第6章 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

資料編

- 1 阿波市障がい者計画等策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・100
- 2 計画等策定委員会名簿・・・・・・・・・・102

第1章 計画の概要

I 計画策定の趣旨

阿波市では、平成30年3月に「阿波市障がい者計画（第3次）」（以降、「障がい者基本計画」という。）を策定、「みんなが輝き合う 自立と共生のまち あわ」を目指す姿として掲げ、令和3年3月に「阿波市障がい福祉計画（第6期）」及び「阿波市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、障がいのある人もない人も、誰にとっても住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障がい者基本計画の策定以降、国では、平成30年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正では、障害者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定、障がい者の社会参画の環境を整えています。

本市では障がいのある方を取り巻く状況の変化に対し、障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者等を対象にアンケート調査を実施して、地域課題の把握に努めてまいりました。障がい者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応、障がい者の社会参画の推進、実効性のある防災対策等新しいニーズを考慮した施策が求められています。これらの状況を踏まえ、「阿波市障がい者計画（第4次）」、「阿波市障がい福祉計画（第7期）」及び「阿波市障がい児福祉計画（第3期）」を策定します。

◇「障害」の表記について

本計画では、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、「障害」の「害」をひらがなにし、「障がい」と表記しています。ただし、法令名や法令等からの引用文、固有名詞、人の状態を表すものでない場合は、「障害」と表記しています。

2 障がい福祉に関する制度・施策の変遷



(1) 主な関連法の動向

■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

令和3年9月18日施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止として、①医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の明文化、②国・地方公共団体、保育所の設置者及び学校の設置者等の責務の明文化を盛り込んでいます。

■ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定

令和4年5月25日施行

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進として、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の基本となる事項等が盛り込まれています。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正

（障害者総合支援法）令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日）施行予定

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置が盛り込まれています。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

令和6年4月1日施行予定

精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備として、①医療保護入院の見直し、②入院者訪問支援事業の創設、③精神科病院における虐待防止の措置の義務化、従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が定められました。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正
令和6年4月1日施行予定

障害を理由とする差別の解消の一層の推進として、①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が盛り込まれ、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正
令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日）より施行予定

障害者雇用の質の向上の推進として、①雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、②週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、③障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等が盛り込まれました。

- 児童福祉法の改正
令和6年4月1日施行予定

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、②障害の種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこと等が盛り込まれました。

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画

◎障害者計画（障害者基本法）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

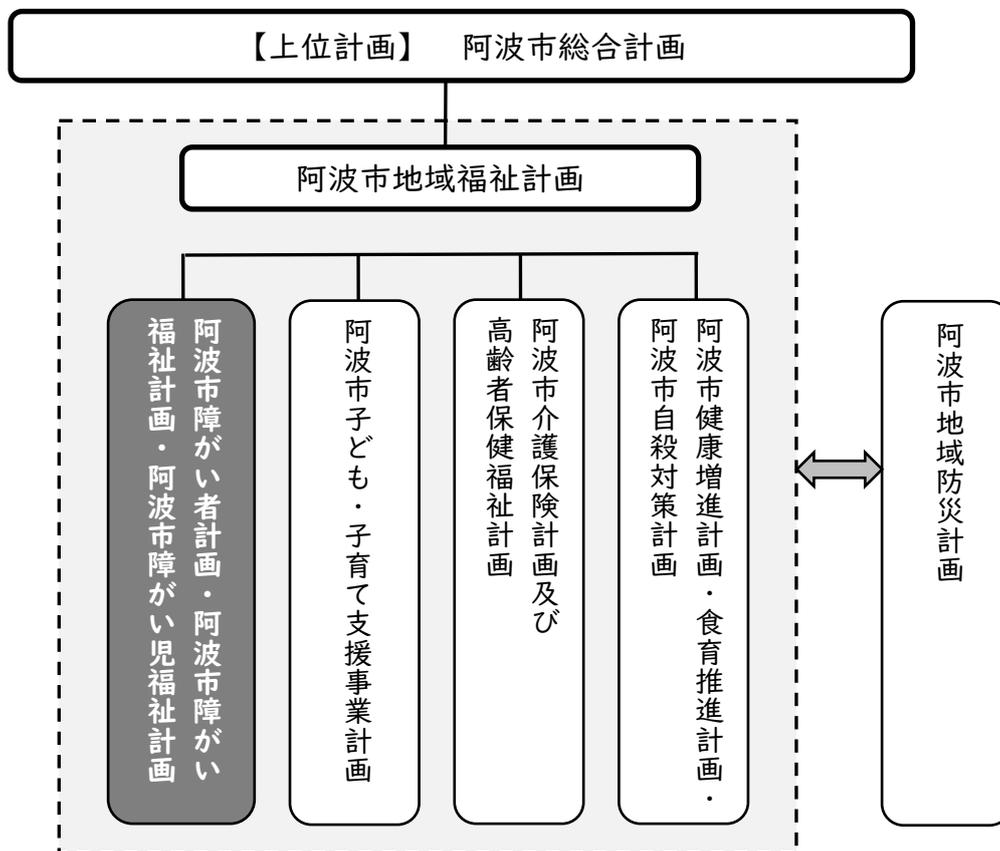
◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 他の計画との関連

阿波市のまちづくりの上位計画となる「総合計画」に参酌し、健康福祉分野の上位計画となる「地域福祉計画」と関連計画との整合を図ります。本計画と上位計画・関連計画との体系は以下のとおりです。



4 計画の期間

(1) 計画の期間

「障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

年度 (平成・令和)	平成 30	令和 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障 害 者 計 画	障がい者計画（第3次）						障がい者計画（第4次）					
							→					
障 害 福 祉 計 画	障がい福祉計画 （第5期）		障がい福祉計画 （第6期）			障がい福祉計画 （第7期）			次期計画			
							→					
障 害 児 福 祉 計 画	障がい児福祉計画 （第1期）		障がい児福祉計画 （第2期）			障がい児福祉計画 （第3期）			次期計画			
							→					

第2章 障がい者を取り巻く現状

I 人口・世帯数の推移

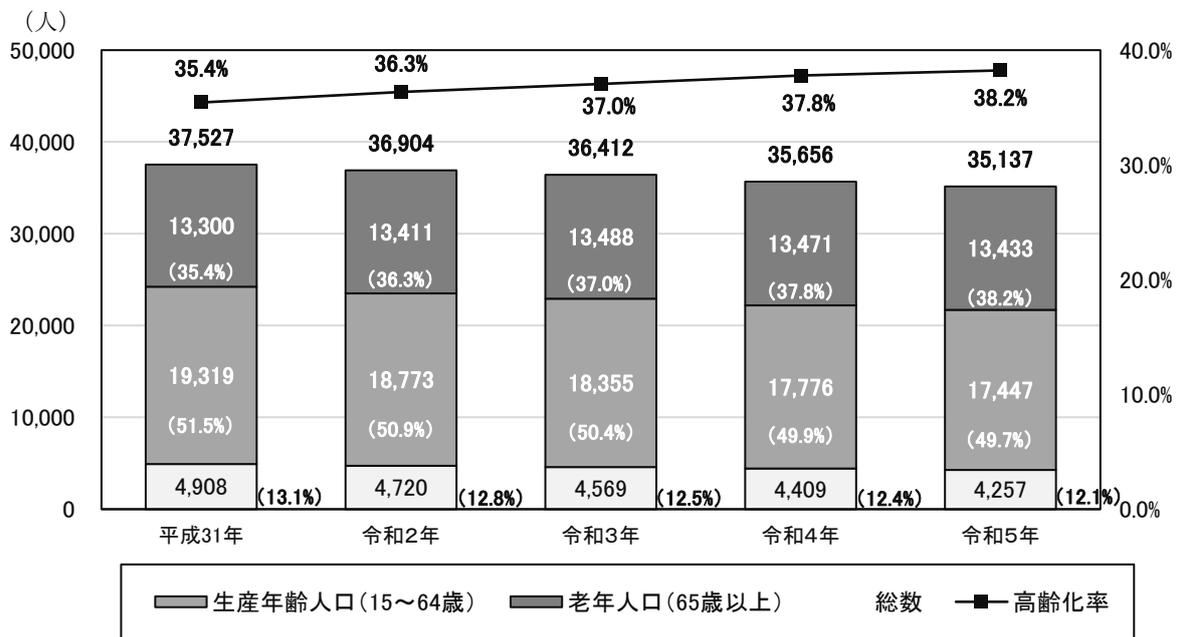
(1) 人口・世帯数の推移

総人口が減少する中、令和4年から老年人口も減少しています。一方、高齢化率は上昇しており、令和5年の高齢化率は38.2%となっています。

生産年齢人口と年少人口も減少傾向にあります。

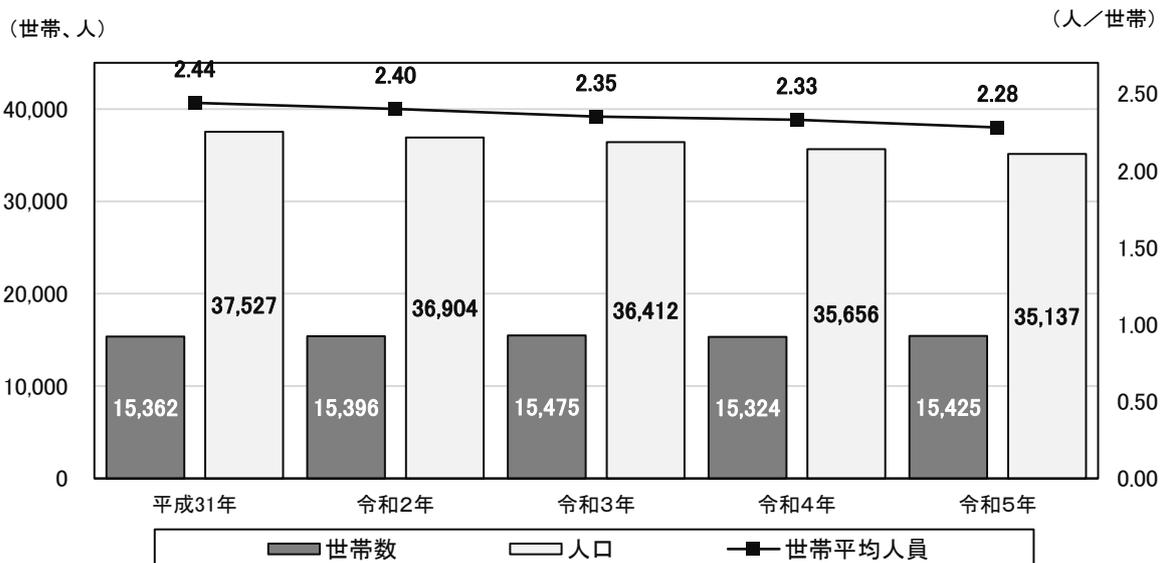
世帯数は増減を繰り返していますが、世帯人員は減少しています。

■総人口・年齢区分別人口



【資料】 住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口・世帯数



【資料】 住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がいのある人の現状

(1) 手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成31年と令和5年の減少率は11.1%となっています。

療育手帳所持者数は増減を繰り返していますが、平成31年から令和5年で減少しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■ 手帳所持者数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,945	1,896	1,830	1,774	1,729
療育手帳	440	442	396	404	418
精神障害者 保健福祉手帳	183	192	198	206	218
手帳所持者合計	2,568	2,530	2,424	2,384	2,342
手帳所持者合計／総人口	6.8%	6.9%	6.7%	6.7%	6.7%

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の年齢は、令和5年では65歳以上が全体の79.5%を占めています。18～64歳と65歳以上の所持者数は減少傾向にあります。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	25	24	24	24	27
18～64歳	393	366	349	344	327
65歳以上	1,527	1,506	1,457	1,406	1,375
手帳所持者合計	1,945	1,896	1,830	1,774	1,729
65歳以上比率	78.5%	79.4%	79.6%	79.3%	79.5%

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「1級」と「4級」が多く、令和5年では、「1級」が36.8%、「4級」が23.3%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	681	677	667	651	636
2級	265	252	243	233	218
3級	276	264	252	234	229
4級	446	432	417	411	403
5級	111	112	106	101	99
6級	166	159	145	144	144
合計	1,945	1,896	1,830	1,774	1,729

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、令和5年では「肢体不自由」が45.6%で最も多く、次いで「内部障がい」が33.7%を占めています。

ただし、「肢体不自由」は令和2年以降、他の障がいの部位に比べ減少傾向にあります。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの部位別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	113	109	101	105	107
聴覚・平衡機能障がい	271	258	242	235	237
音声・言語・そしゃく機能障がい	19	20	18	17	14
肢体不自由	964	913	880	830	789
内部障がい	578	596	589	587	582
合計	1,945	1,896	1,830	1,774	1,729

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者の年齢は、令和5年では18～64歳が全体の69.1%を占めています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	89	84	79	76	81
18～64歳	299	307	272	283	289
65歳以上	52	51	45	45	48
手帳所持者合計	440	442	396	404	418

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳を障がいの程度別に推移をみると、令和5年では「重度（A）」が40.2%、「中程度（B）」59.8%で、「中程度（B）」の方が多くなっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度（A）	194	191	163	162	168
中程度（B）	246	251	233	242	250
合計	440	442	396	404	418

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、令和5年では18～64歳が全体の81.2%を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	6	5	5	5	2
18～64歳	144	154	158	169	177
65歳以上	33	33	35	32	39
手帳所持者合計	183	192	198	206	218

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「1級」は横ばい傾向ですが、「2級」と「3級」は増加傾向にあります。令和5年では、「2級」が47.2%、「3級」が41.7%を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	29	24	26	25	24
2級	90	94	94	96	103
3級	64	74	78	85	91
合計	183	192	198	206	218

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分の推移をみると、すべての区分において横ばい傾向にあります。

令和5年では、「区分6」が34.9%で最も多く、次いで「区分5」20.8%となっており、より支援が必要な人の割合が高くなっています。

■ 障害支援区分認定者数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	0	2	2	2	1
区分2	23	27	31	26	30
区分3	39	38	34	39	41
区分4	57	55	58	52	54
区分5	50	51	53	57	59
区分6	103	102	103	99	99
合計	272	275	281	275	284

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(6) 特別支援学校・特別支援学級等の状況

特別支援学級の在籍者推移をみると、小学校・中学校ともに増加傾向にあります。令和元年と令和5年を比較すると、小学校・中学校ともに40人増加しています。また、特別支援学校への通学者数は、令和5年5月1日現在で小学部は13人、中学部は6人となっています。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	144	159	158	176	184
中学校	35	38	56	62	75
合計	179	197	214	238	259

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）

(7) 医療費助成状況

① 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

育成医療は21人で横ばい、更生医療は70人台で横ばい傾向になっています。

精神通院医療は、増加傾向にあり、平成31年から令和5年で24.2%増加しています。

■ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者の推移 単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	21	21	21	21	21
更生医療	74	75	77	78	76
精神通院医療	372	388	431	439	462

【資料】社会福祉課（各年3月末現在）

② 難病及び小児慢性特定疾病

特定疾患医療受給者数の推移をみると、令和5年には401人と増加傾向にあります。

小児慢性特定疾患医療受給者数の推移をみると、令和5年には18人と減少傾向にあります。

令和3年11月施行の指定難病は338、小児慢性特定疾患対象疾病は16症候群788疾病となっています。

■ 受給者数の推移 単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療受給者数	343	348	377	370	401
小児慢性特定疾患医療受給者数	25	23	21	15	18

【資料】吉野川保健所（各年4月1日現在）

(8) 障害者虐待相談

障害者虐待相談件数の推移をみると、令和5年は5件ありました。

■ 障害者虐待相談件数

単位：件

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害者虐待相談件数	0	2	2	1	5

【資料】社会福祉課（各年3月末現在）

(9) 成年後見制度

成年後見制度相談件数の推移をみると、令和5年は3件ありました。成年後見制度の市長申立件数は、平成31年に1件、令和4年に3件ありました。

■ 成年後見制度-市長申立件数

単位：件

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
成年後見制度相談件数	0	0	0	0	3
市長申立件数	1	0	0	3	0

【資料】社会福祉課（各年3月末現在）

(10) 経済的支援状況

各手当とも受給者数は、横ばい傾向にあります。

■ 経済的支援の受給状況

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当 (受給者数)	37	32	34	36	42
障害児福祉手当 (受給者数)	16	17	18	16	17
特別児童扶養手当 (受給者数)	77	79	82	81	84
心身障害者扶養共済制度 (加入者数)	2	1	1	1	1

【資料】社会福祉課、子育て支援課（各年3月末現在）

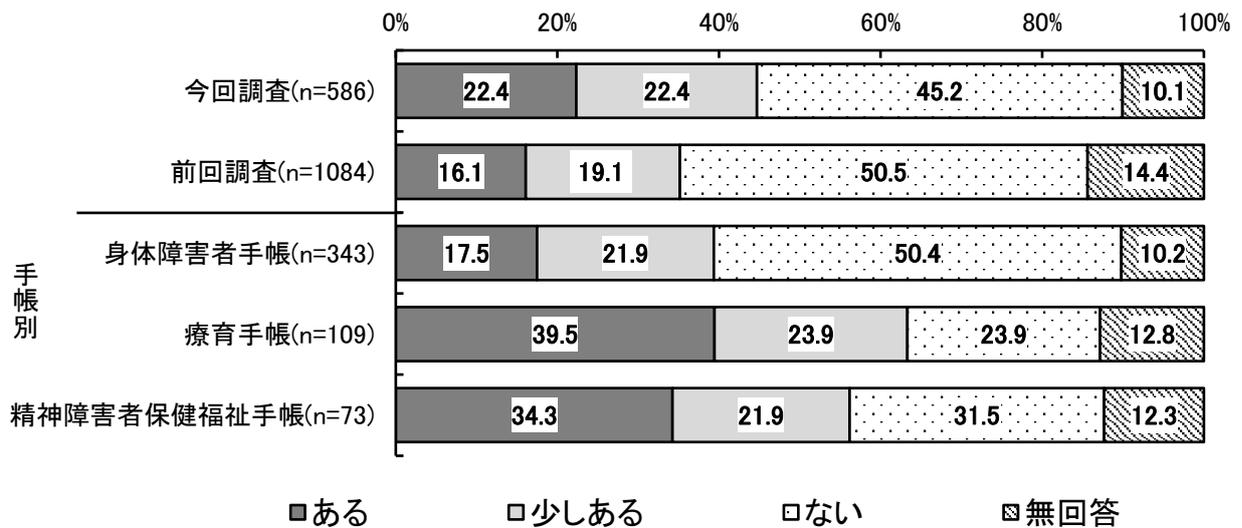
3 アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の概要

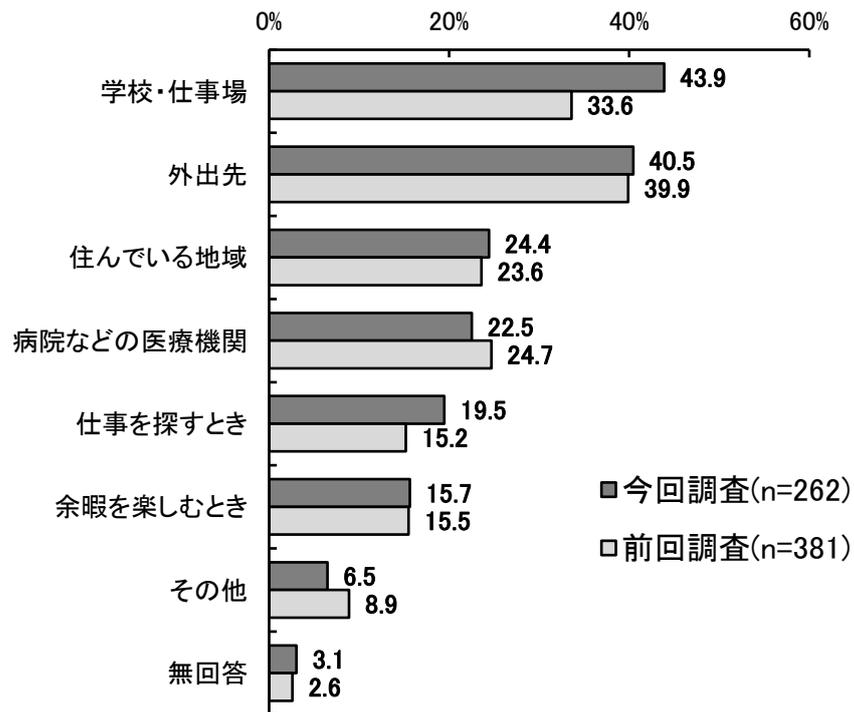
項目	アンケート調査
調査対象者	障がい者・障がい児 ・ 障害者手帳所持者、障害者手帳を所持しない障がい福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）受給者
調査時期	令和5年8月7日～8月25日
配布回収	障がい者 ・ 配布数 1,450件 ・ 有効回収数 586件（内インターネット回答 83件 14.2%） ・ 有効回収率 40.4% 障がい児 ・ 配布数 300件 ・ 有効回収数 115件（内インターネット回答 40件 34.7%） ・ 有効回収率 38.3%
調査方法	・ 配布方法 （障がい者・障がい児） 郵送又はインターネット 配布・回収

(2) アンケート調査結果（抜粋）

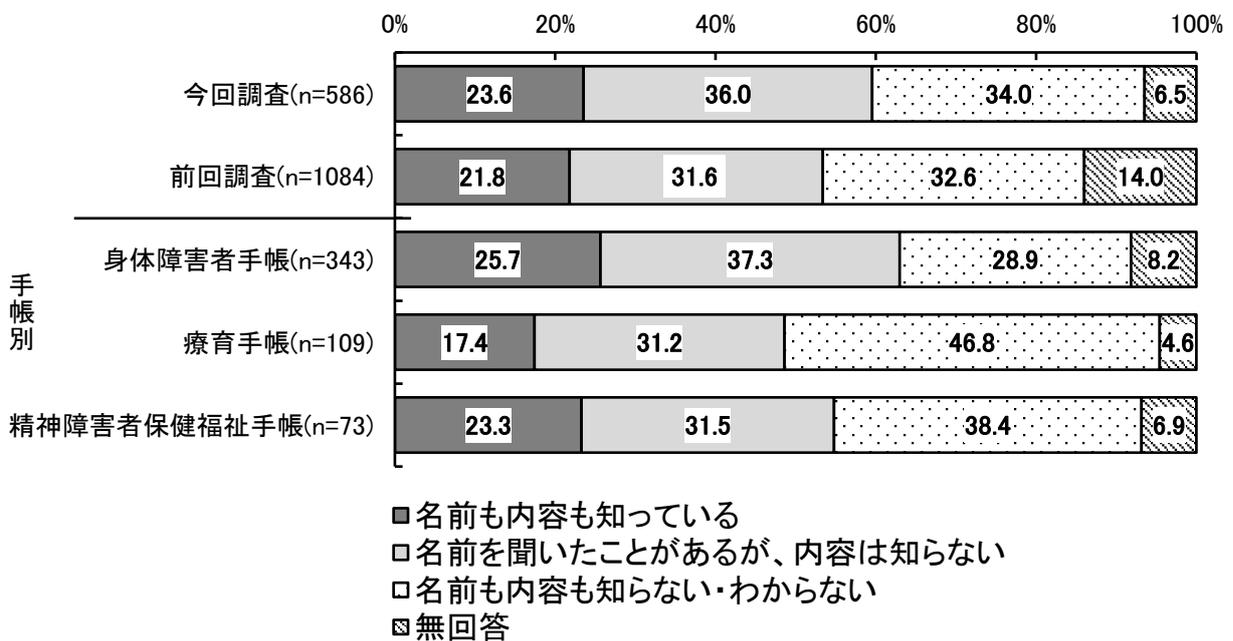
■ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について



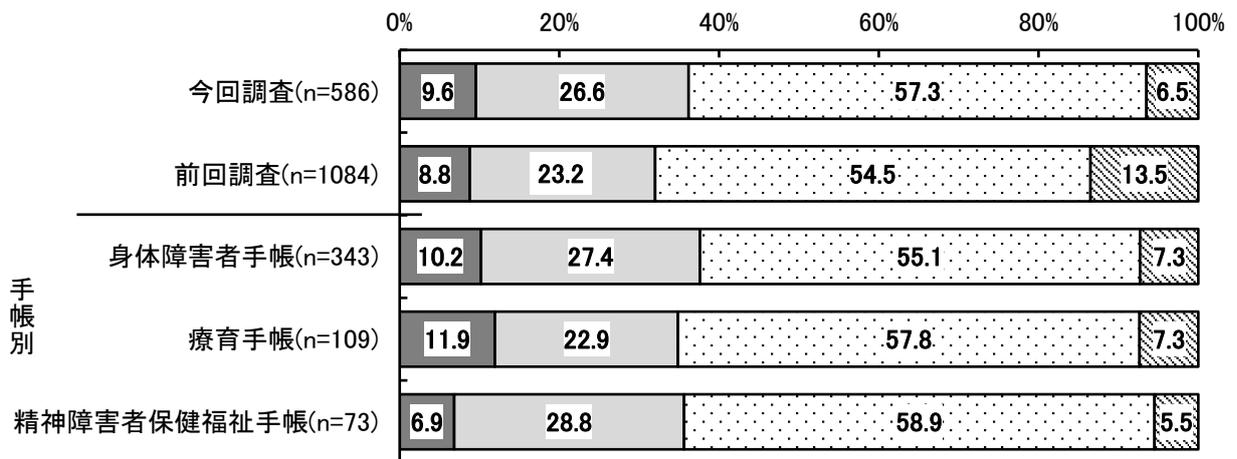
■ 差別や嫌な思いをした場所について



■ 成年後見制度の認知について

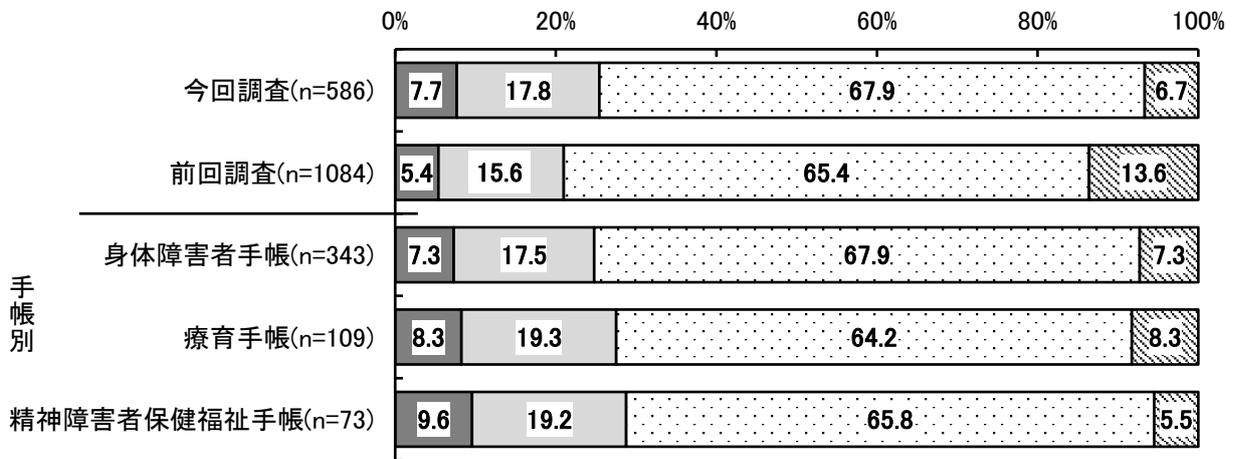


■ 障害者差別解消法の認知について



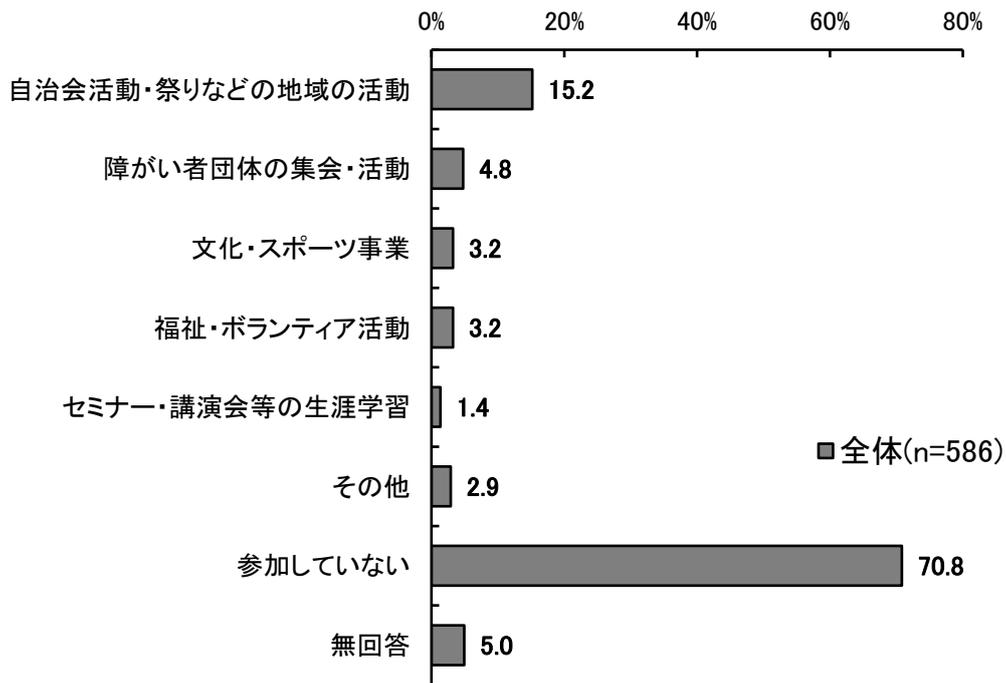
- 名前も内容も知っている
- 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知らない・わからない
- ▣ 無回答

■ 合理的配慮の認知について

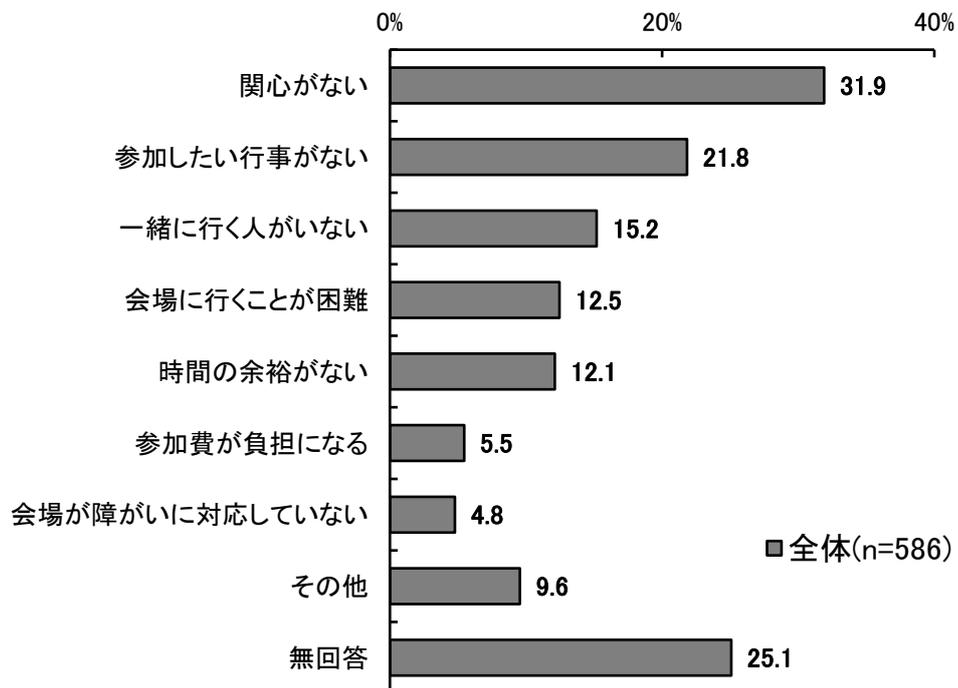


- 内容を知っている
- 聞いたことがあるが、内容は知らない
- 知らない・わからない
- ▣ 無回答

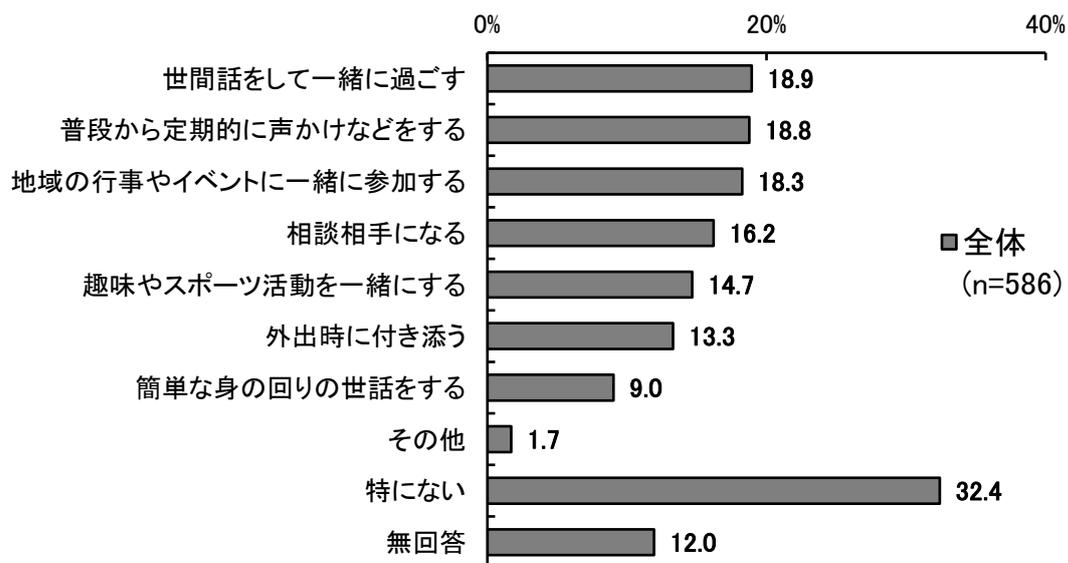
■ 最近1年間における地域の行事や活動への参加経験について



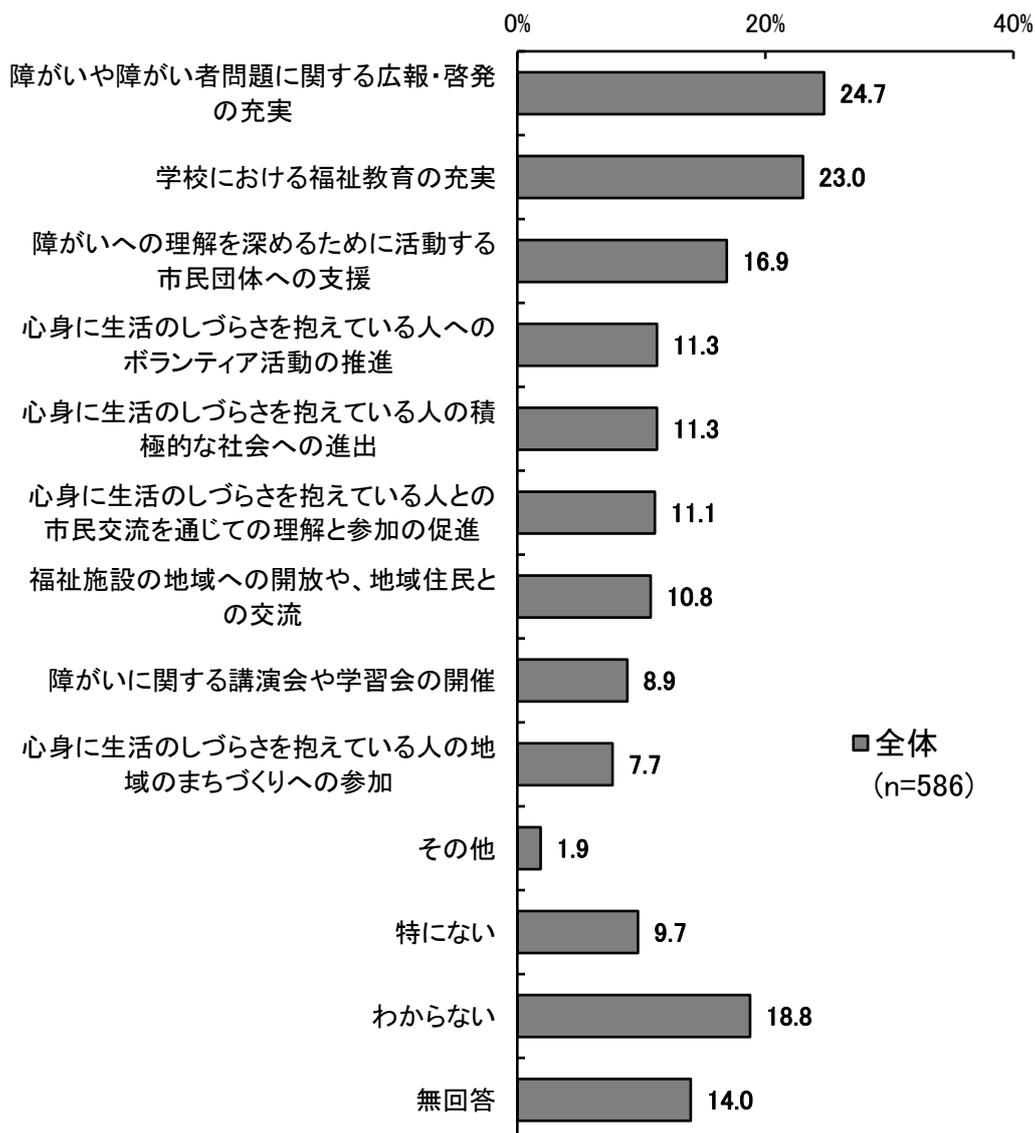
■ 地域の行事や活動に参加しない理由について



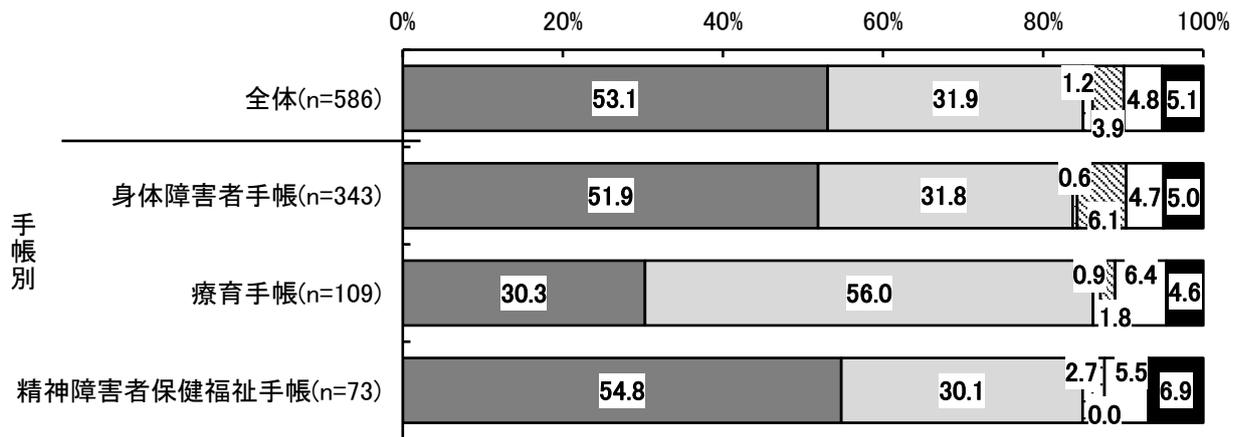
■ 地域の方がボランティア活動する場合、必要な支援・交流について



■ 情報の入手やコミュニケーションをとる上で困ることについて

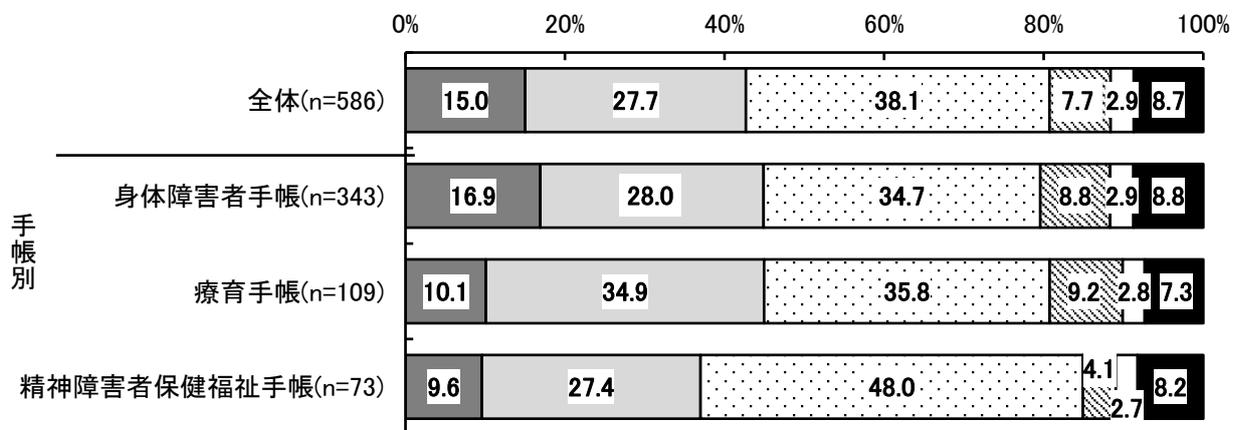


■ 災害が起こった時に一人で避難できるかについて



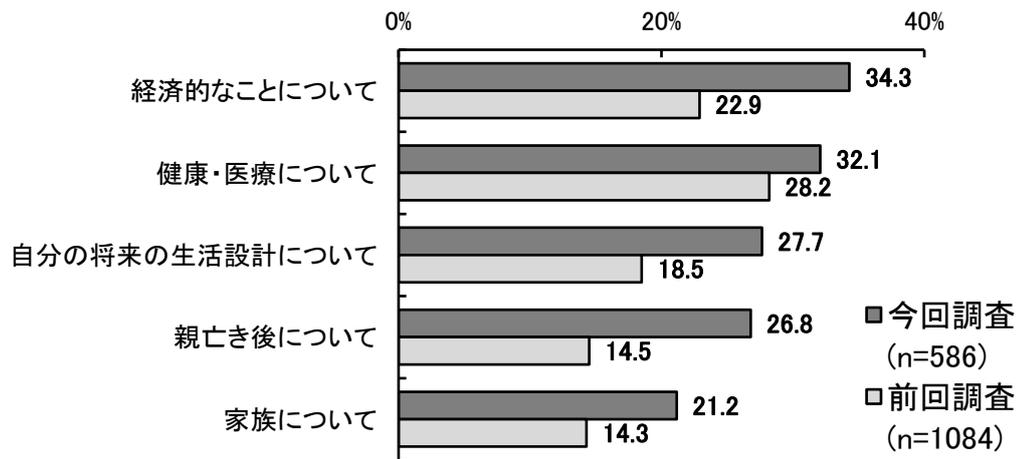
- 一人で避難できる
- 一人ではできないが、家族の介助で避難できる
- 一人ではできないが、近所の方が支援してくれるため避難できる
- ▣ 一人では避難できず、支援してくれる人もいない
- その他
- 無回答

■ 地域の防災訓練の参加経験について

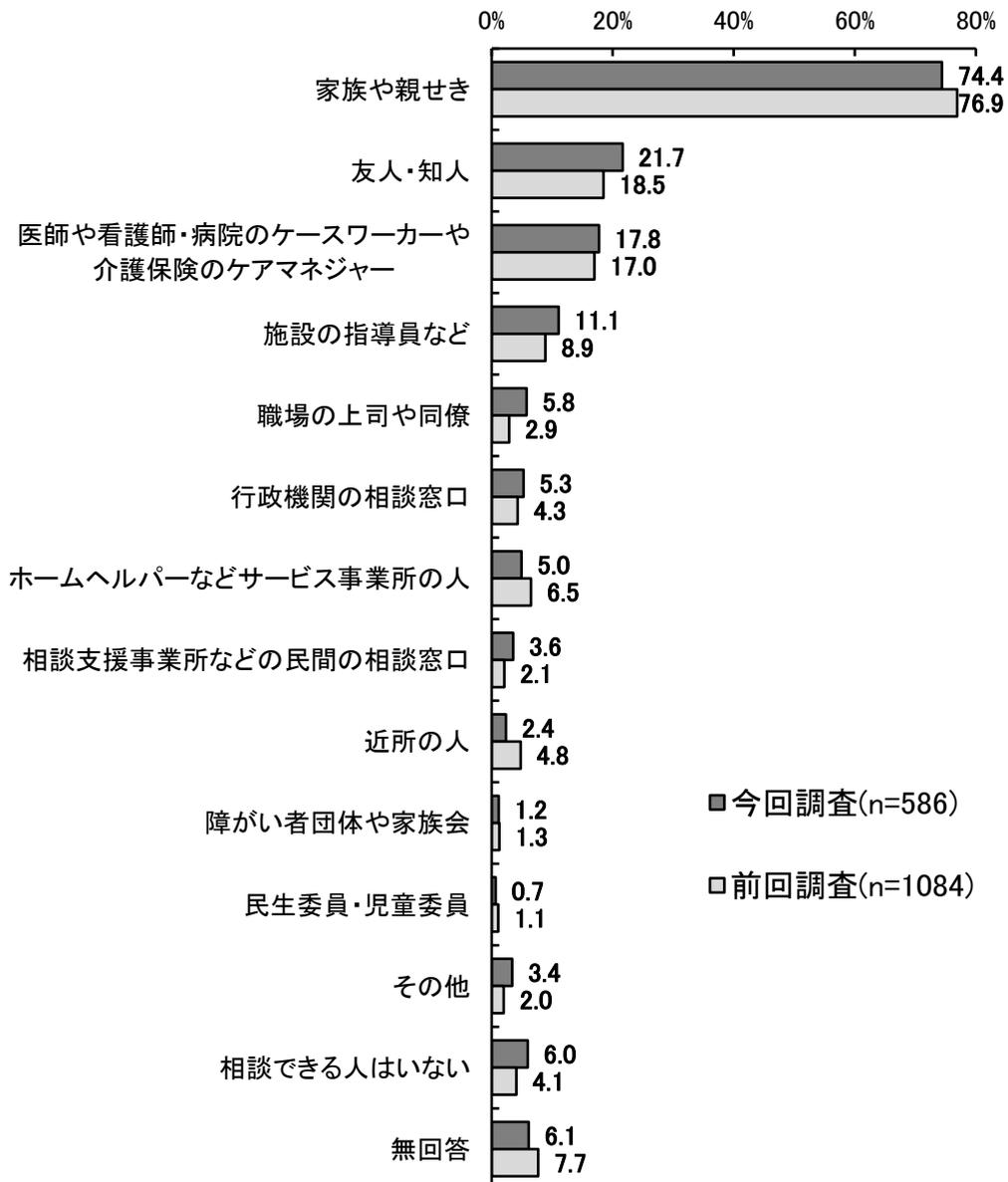


- 参加したことがある
- 参加したことはないが、訓練が実施されていることは知っている
- 参加したことがなく、訓練が実施されているかどうか知らない
- ▣ 参加したいが、障がいの特性上参加することができない
- その他
- 無回答

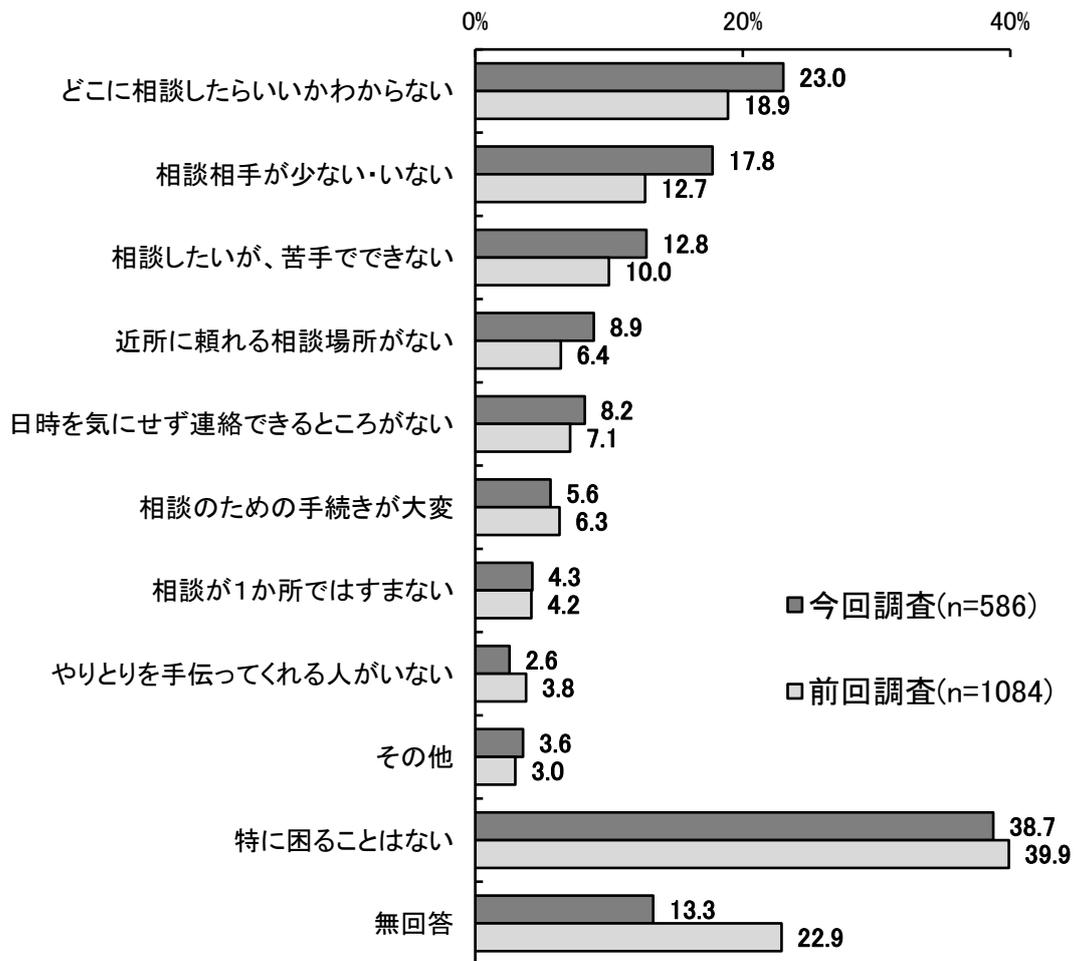
■ 現在困ったり、不安に思っていることについて（上位、5回答）



■ 普段、悩みや困ったことを誰に相談しているかについて

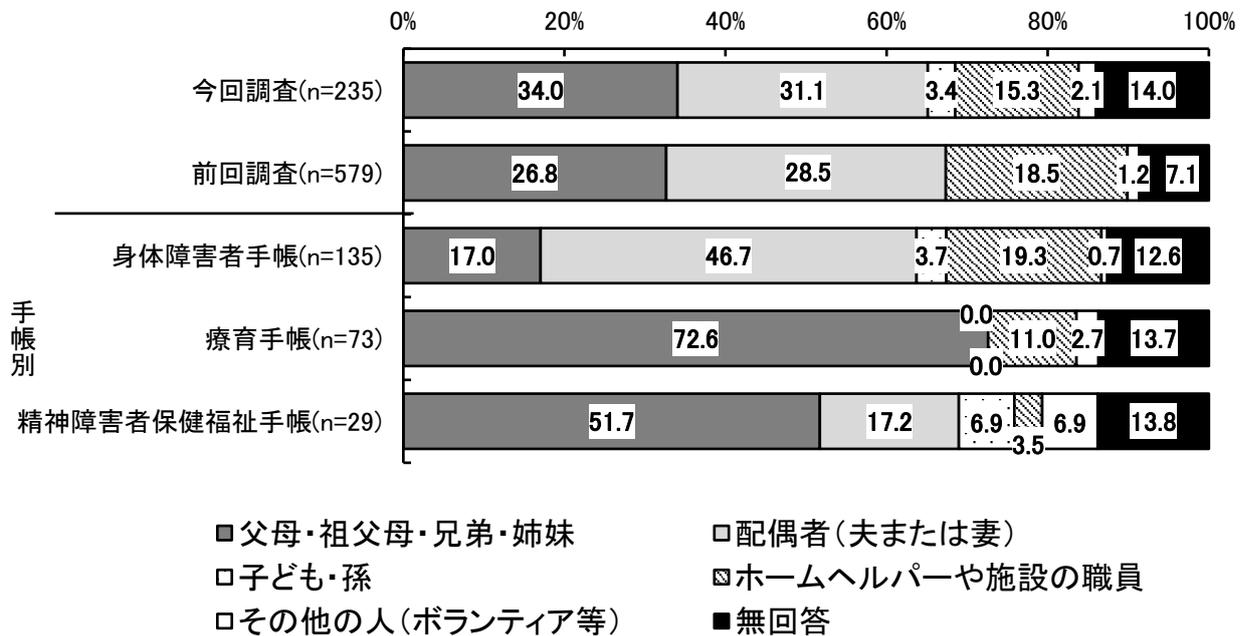


■ 相談したい時に困ることについて

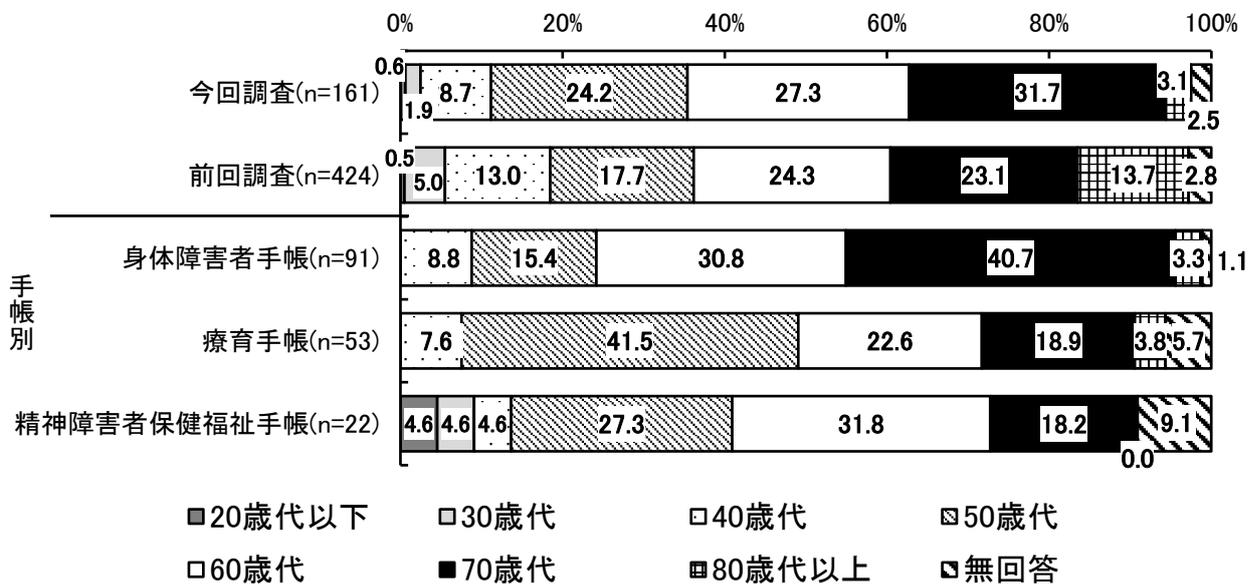


■ 主に介助してくれる方について

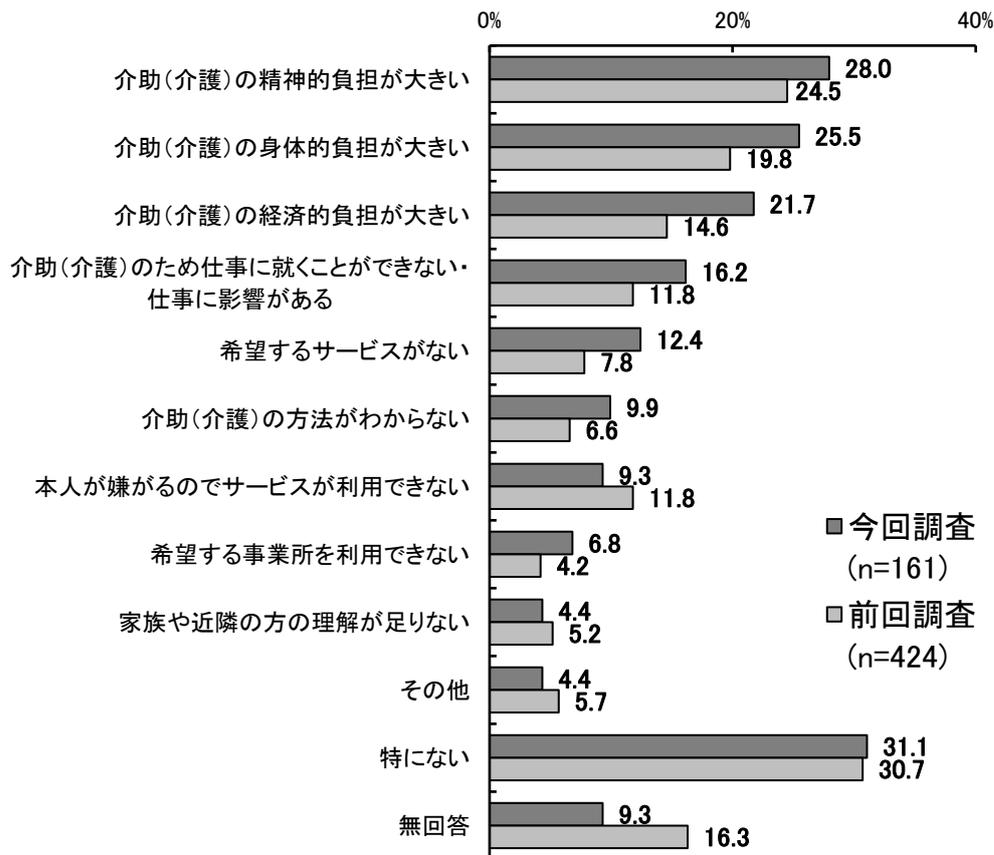
※前回調査の選択肢では「子ども・孫」ではなく、「子ども」となっており、その割合は18.0%となっています。



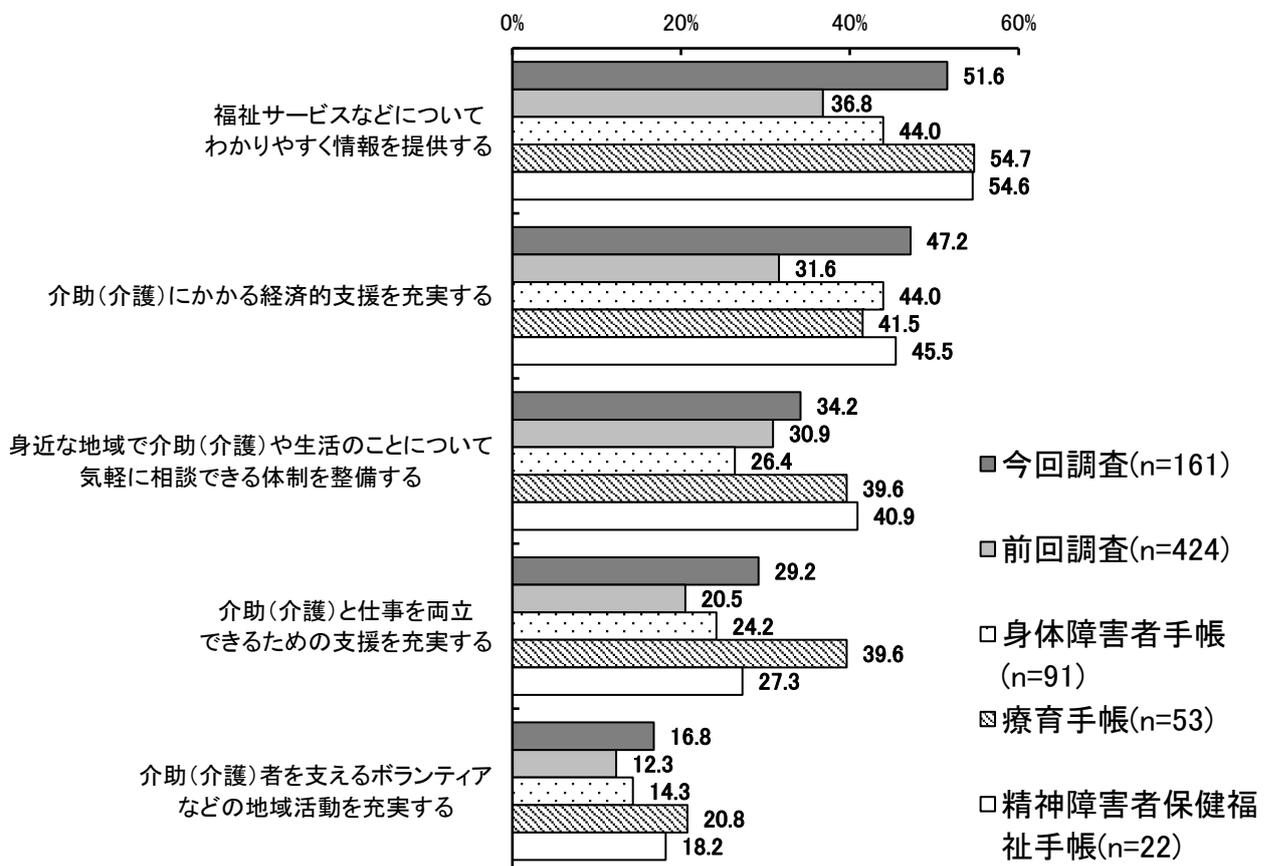
■ 主に介助してくれる方の年齢について



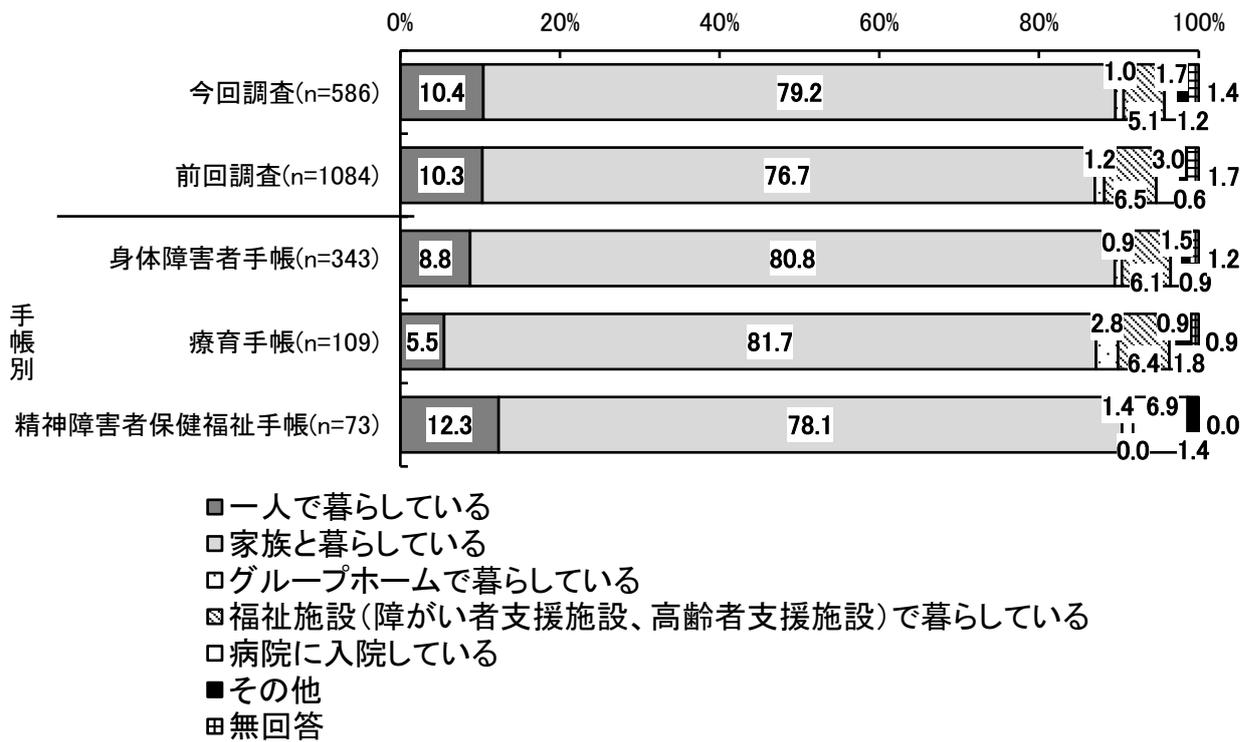
■ 介助（介護）を行う上で困っていることについて



■ 今後も在宅で介助（介護）を続けるために必要と思う支援について（上位、5回答）

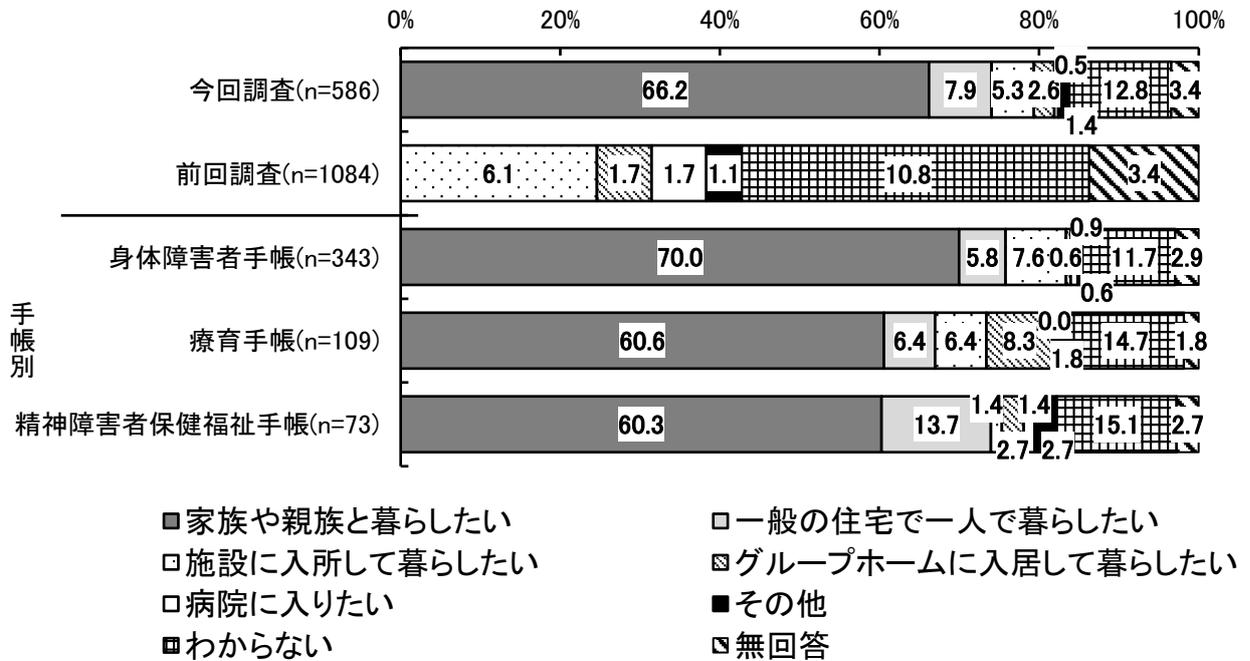


■ 現在の暮らし方について

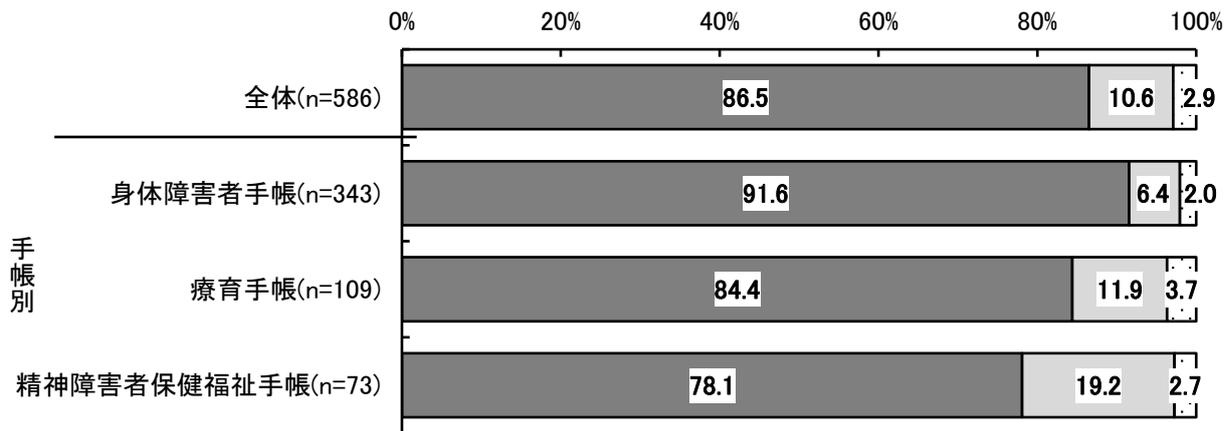


■ 今後（おおむね5年後）の暮らし方の希望について

※前回調査では、「家族や親族と暮らしたい」と「一般の住宅で一人で暮らしたい」の選択肢はありませんでした。

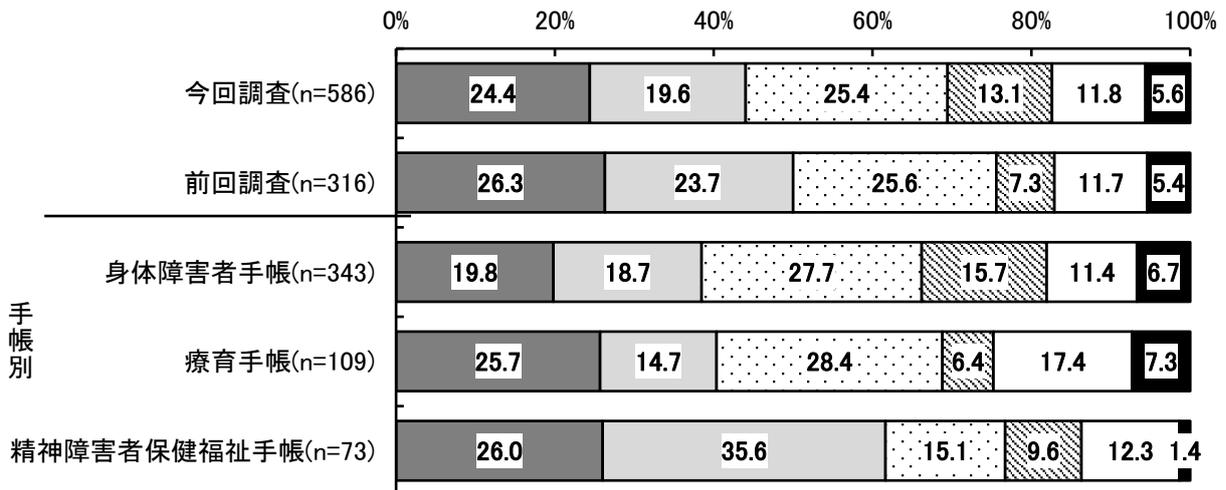


■ どの地域で暮らしたいかについて



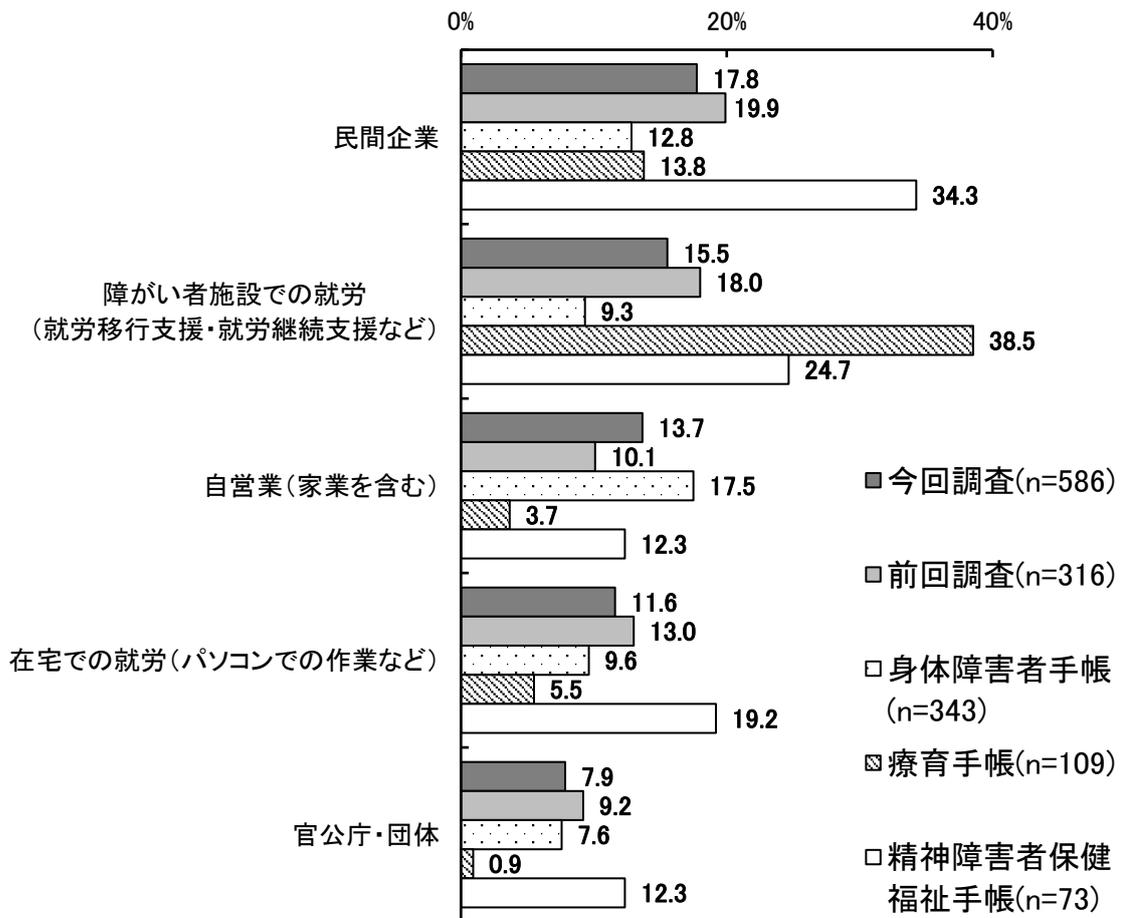
■ 住み慣れた地域(阿波市内) □ 自分の希望する地域(阿波市外) □ 無回答

■ 今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて

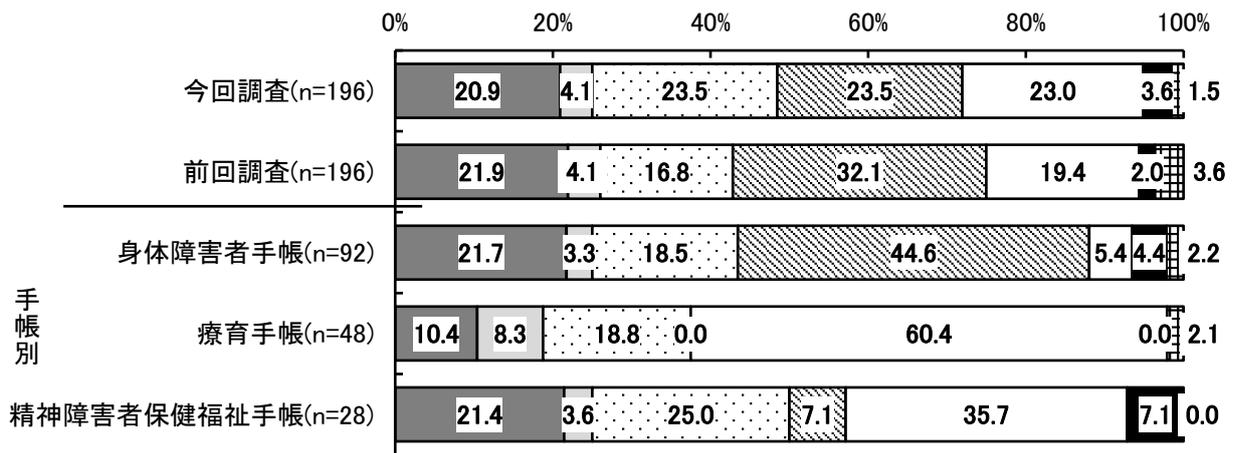


■ すでにしている □ したいと思う □ したいが、できないと思う
 ▨ したいと思わない □ わからない ■ 無回答

■ 今後、希望する就労先について（上位、5回答）

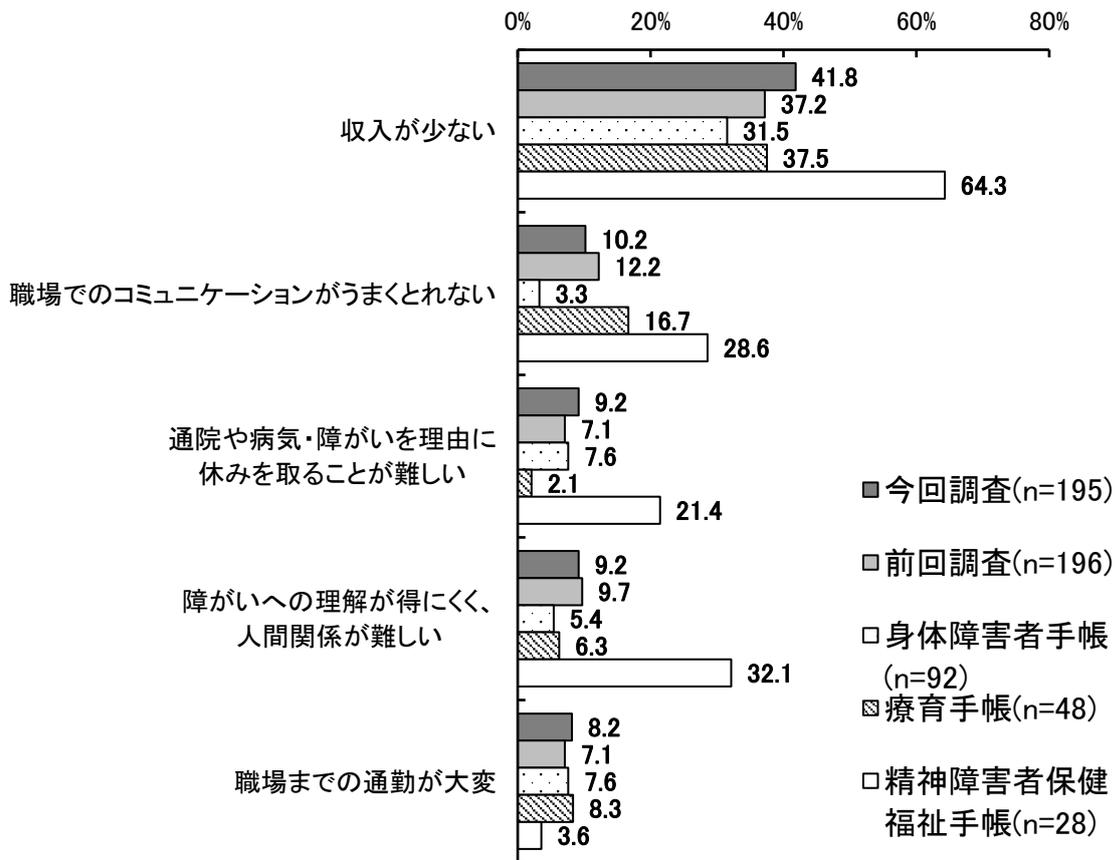


■ 勤務形態について



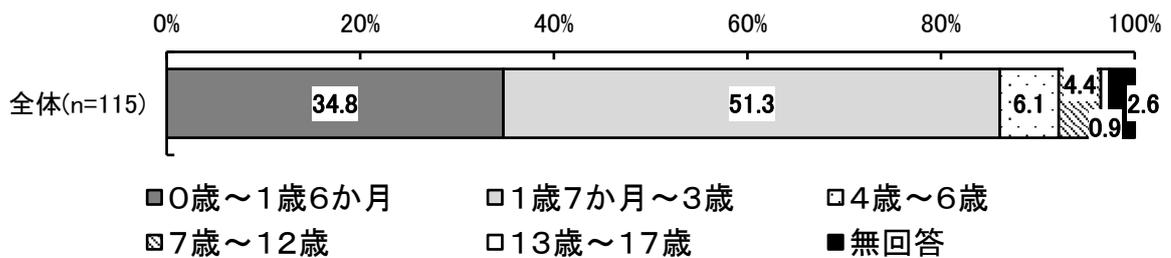
- 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある
- パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員
- ▨ 自営業、農林水産業など
- 福祉サービス(就労継続支援事業所など)を利用して働いている
- その他
- 田 無回答

■ 仕事のことで悩んでいることや困っていることについて（上位、5回答）



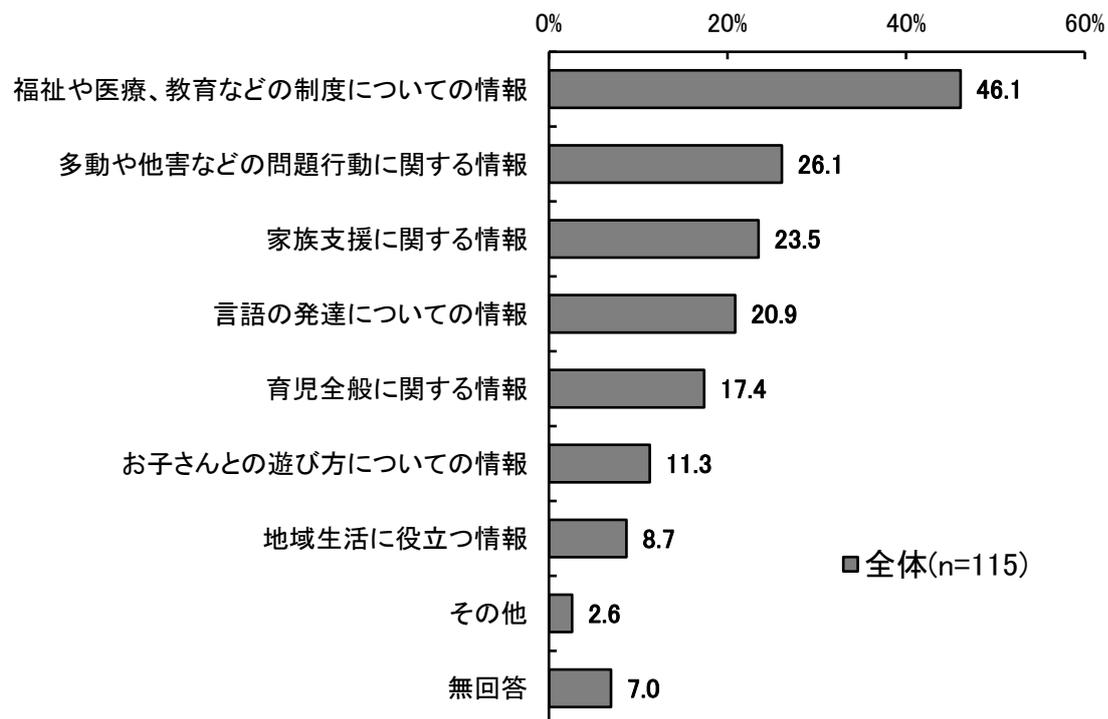
（障がい児アンケート）

■ お子さんの発達が気になったときの年齢について



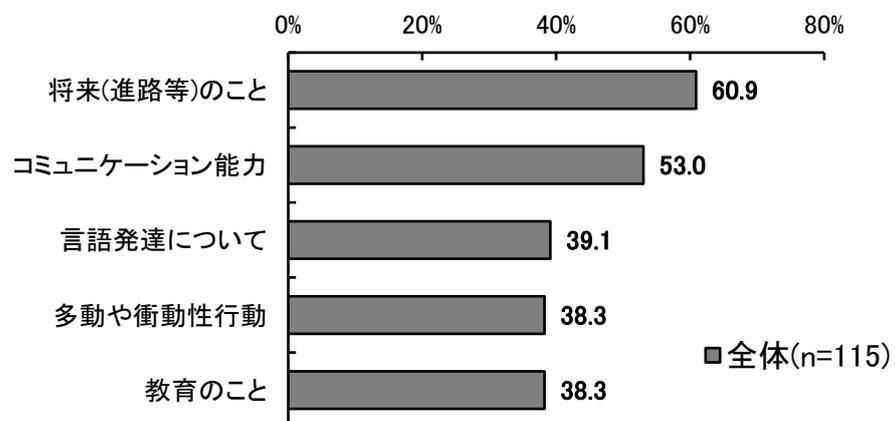
(障がい児アンケート)

■ お子さんに関して、どのような情報提供を望んでいるかについて

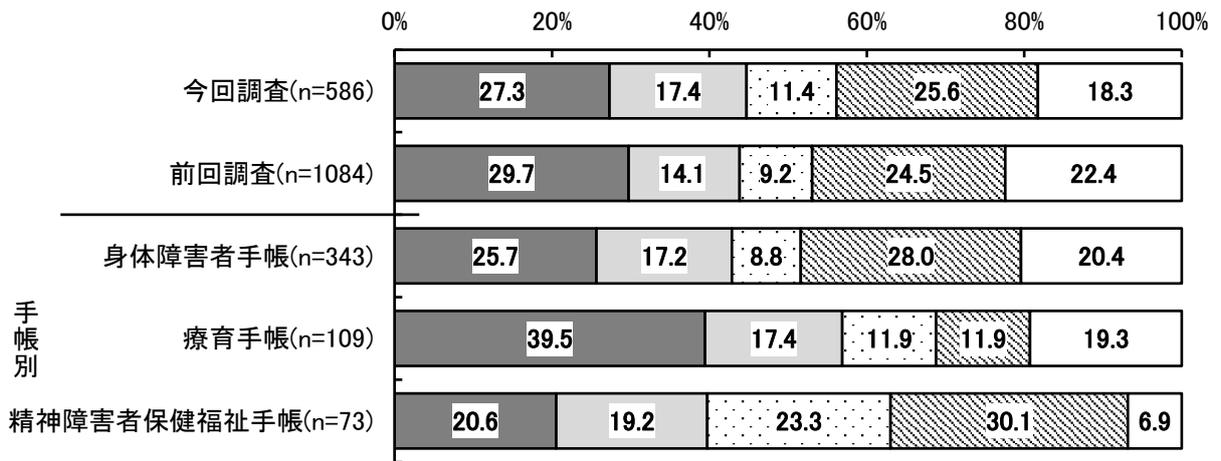


(障がい児アンケート)

■ お子さんのことでの悩みや不安に思うことについて (上位、5 回答)

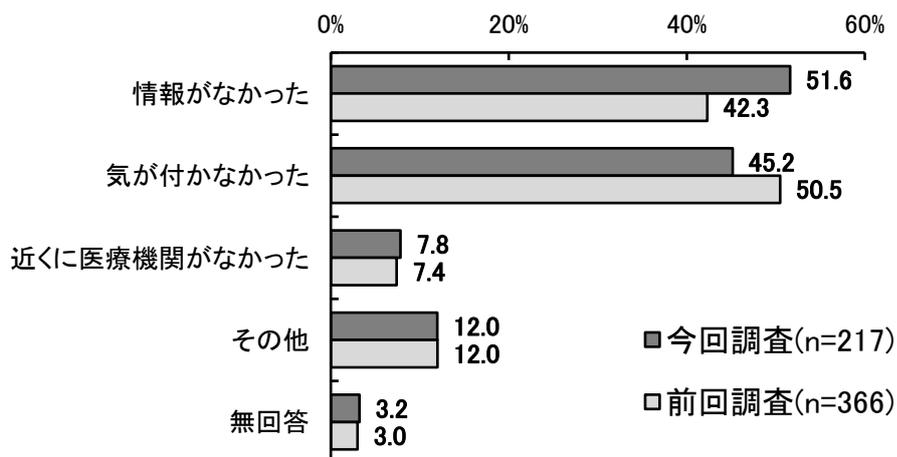


■ 障がいや病気がわかるまでに、必要な保健サービス、医療等が受けられたかについて

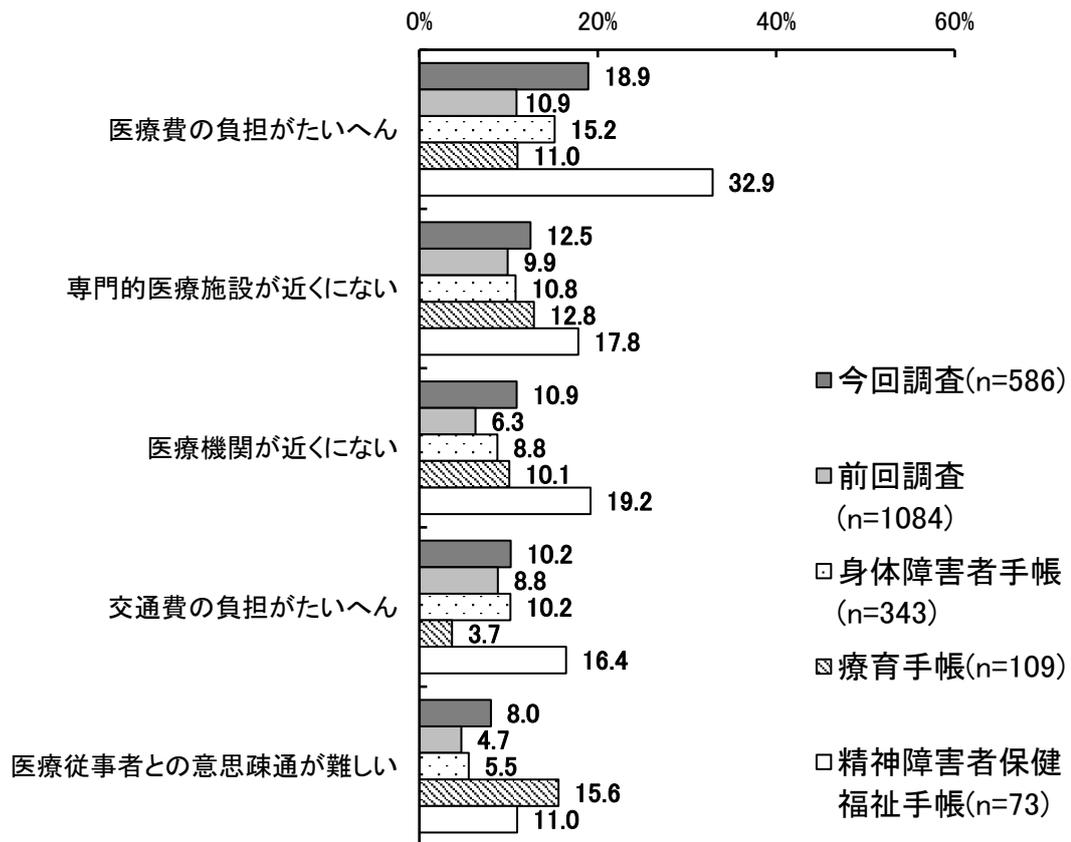


- 受けられた
- どちらかといえば受けられた
- どちらかといえば受けられなかった
- ▨ 受けられなかった
- 無回答

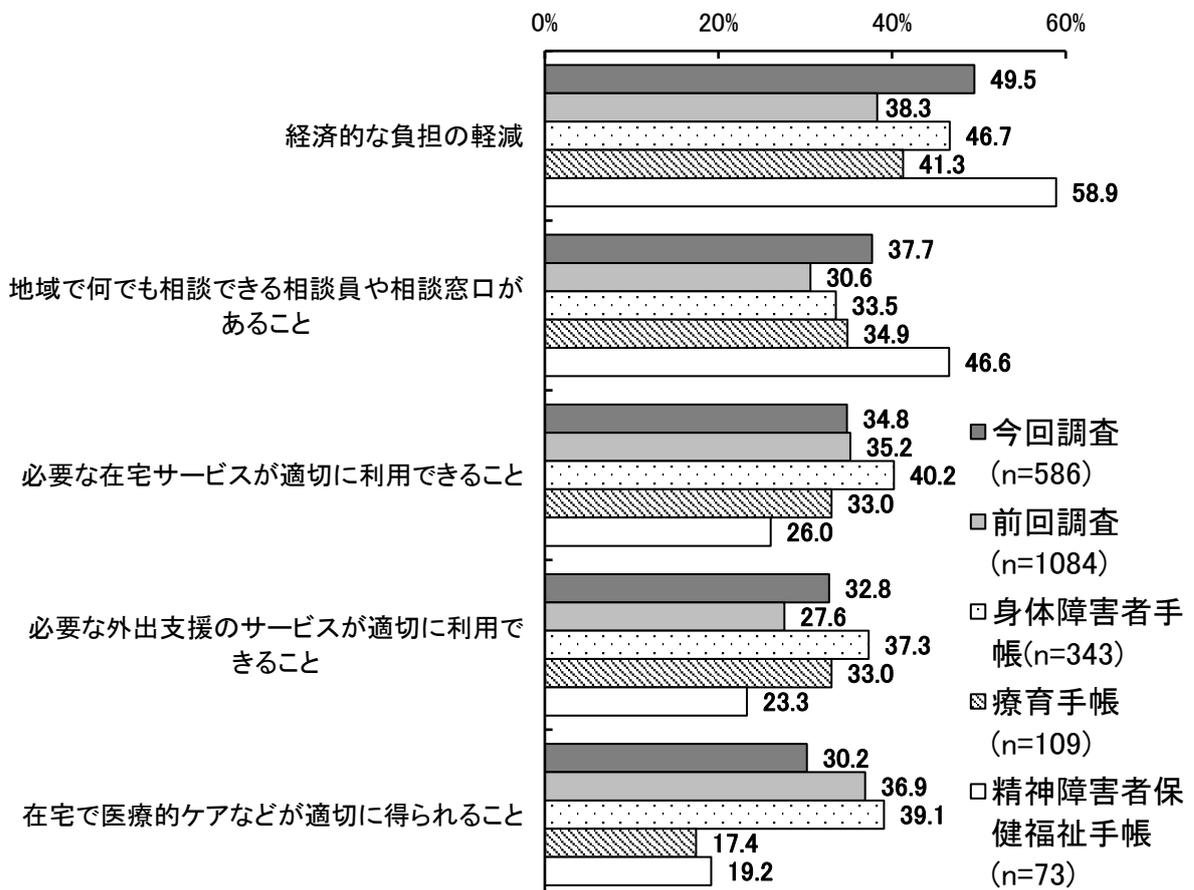
■ 必要な保健サービス、医療等が受けられなかった理由について



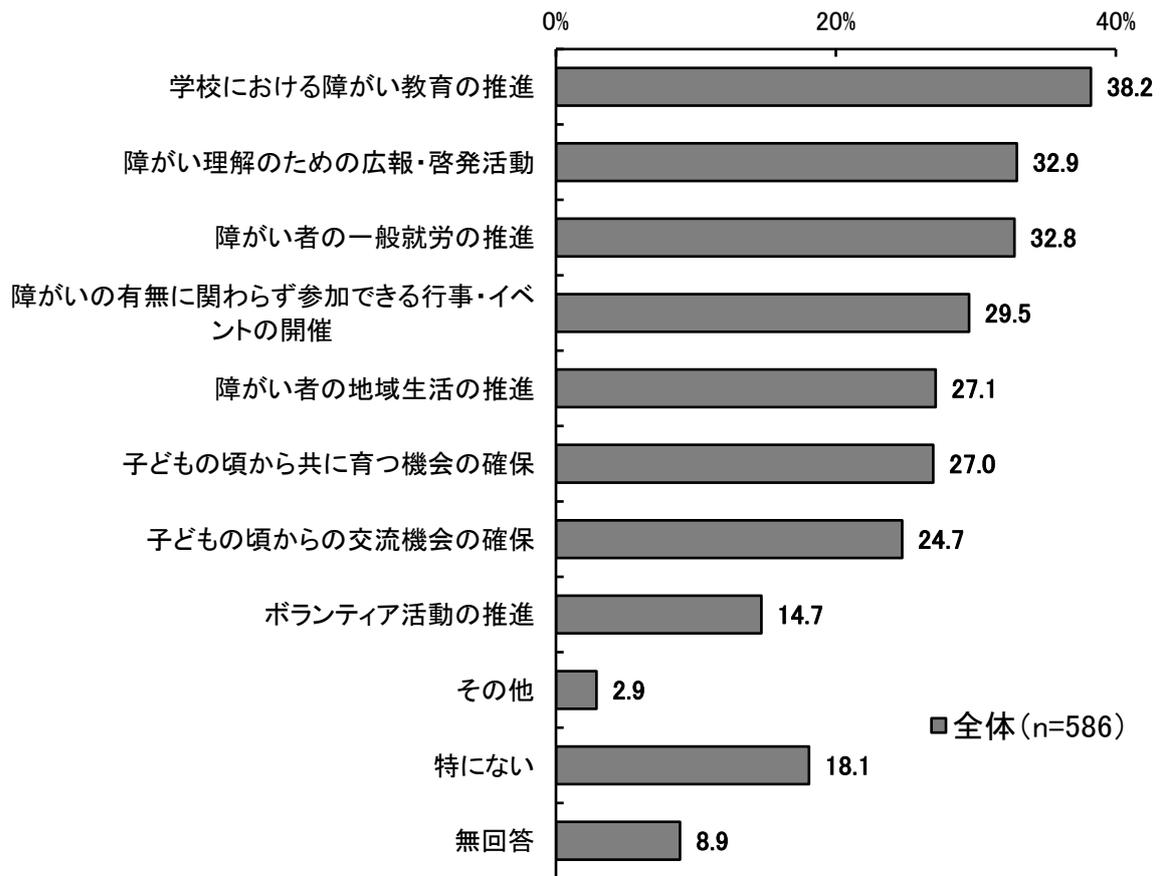
■ 医療のことで困っていることについて（上位、5回答）



■ 地域で生活するために必要なことについて（上位、5回答）



■ 障がいや障がいのある人への理解が深まるために必要なことについて



4 障がい者計画の課題

国の第5次基本計画及び法改正などの動向や障がい者計画・障がい（児）福祉計画の進捗から、次期計画の主要な課題分野は以下のとおりです。

(1) 障がいや障がいのある人への理解促進

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し共生するまちを実現するため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、日常的に交流できる場の取り組みなどを通じて、障がいや障がいのある人に対する理解促進、ふれあいを広める会への障がいのある人自身のボランティア参加やボランティアの育成活動を進めてきました。また、障がい者虐待防止に関する研修参加による資質の向上を図っています。

アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことが少しでもある方が44.8%います。そのような思いをした場所について「学校・仕事場」と「外出先」が挙げられています。また、障がいへの理解が深まるために必要なことは、「障がい理解のための広報・啓発活動」が38.2%、「障がい者の一般就労の推進」が32.9%とそれぞれ挙げられています。一方、障がい者が働くための環境で大切なことは「職場の障がい者理解」が41.1%となっています。

共生社会構築のためには、障がいや障がいのある人への理解が深まることが大切であり、そのためにも交流や関心を高めるため、地域において世代を超えてのボランティア活動の学習が必要となります。

また、ボランティア活動の活性化に向け、参加の場が固定的にならないよう、より多くの方々との交流を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進とボランティア活動への関心を増やす機会の創出が重要です。

(2) 相談支援体制の充実

東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）では、専門部会の中に相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制の強化を図っています。また、地域の各種相談機関との連携強化し、相談支援事業を進めてきました。

アンケート調査では、相談したい時の困りごとは、「どこに相談したらよいか分からない」や「相談相手が少ない・いない」が上位回答に挙げられています。地域で生活するために必要なことでも、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が上位回答に挙げられています。また、困りごとや不安なことに、「経済的なことについて」、「健康・医療について」、「自分の将来の生活設計について」、「親亡き後について」が上位回答に挙げられています。

困りごとや不安に思うことが、多岐にわたり課題も複雑化しています。誰もが安心して身近な地域で暮らし続けるためには、様々な課題に対する相談に応じる相談窓口の周知がより一層重要になっています。多様な相談のニーズに対応する相談支援体制の充実には、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、基幹相談支援センター設置を検討し、包括的な相談支援体制の仕組みを充実した内容で推進する必要があります。そのためには、個別相談支援の機能充実を図るための相談員の質の向上を図ります。

(3) 生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害者総合支援法等に基づく障がい福祉サービスをはじめとした、適切なサービス提供が行える支援体制が必要です。

アンケート調査では、今後の暮らし方の希望について、「家族や親族と暮らしたい」の割合が66.2%と最も高くなっており、また、地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うか、については、「経済的な負担の軽減」の回答が49.5%と最も高く、次いで「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が挙げられています。

居宅での生活を支える訪問系サービス、日中における自立した生活を支援する日中活動系サービスなど、地域生活を支える適切なサービス提供が求められています。また、経済面で支えていくために、特別障害者手当など受給資格のある方へ不利益が生じないように、情報提供が求められています。

(4) 就労支援の充実

自立支援協議会において、令和3年度に就労支援部会を設置し、障がいのある人の就労促進のための支援策について検討を進めています。就労を希望する障がいのある人やその家族からの相談には、ハローワークや徳島障害者職業センター等の機関へつなげ、これら関係機関とは、情報を共有し、連携して就労支援に取り組んできました。

アンケート調査では、今後収入を得る仕事をしたい人については、「したいが、できないと思う」が25.4%、「したいと思う」が24.4%います。就労先の希望は、「民間企業」、「障がい者施設での就労（就労移行支援・就労継続支援など）」が上位回答になっています。職場での悩みでは、「収入が少ない」が41.8%となっています。

引き続き、就労支援部会で就労支援に関係する機関との連携を図り、障がいの特性に応じた就労アセスメントを活用し、就労選択支援につなげるなど、本人の特性にあった就労を選択し、収入が得られるよう支援することが重要です。

(5) 防災・防犯対策の促進

災害時に安全な避難ができるよう適切な情報提供、見守り、福祉避難所の確保等の避難援助体制の整備を進めてきました。

アンケート調査では、一人で避難できるかについて、「一人ではできないが、家族の介助で避難できる」が31.9%となっています。地域の防災訓練への参加については、「参加したことがなく、訓練が実施されているかどうかも知らない」が38.1%と最も高く、「参加したことはないが、訓練が実施されていることは知っている」が27.7%で、6割以上の人は参加経験がありませんでした。

近年は台風だけでなく豪雨災害への不安も高まっており、地域で安心して生活するためには、日頃の防災意識の向上に向けた避難訓練の実施や災害時の避難支援体制の確保、避難行動要支援者名簿の作成・更新や個別避難計画の作成が重要です。

第3章 障がい者計画（第4次）

I 基本理念

1 基本理念

本市の保健福祉分野の上位計画となる地域福祉計画では、「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」として、住民、地域、社会福祉協議会、行政が一体となって、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指しています。

本市は、障がいのある人が自らの生活を自己決定に基づいて営むことや個性を活かして社会活動に参加することで、すべての市民が輝き、活躍できる地域共生社会の実現に向けて、次のとおり定めます。

みんなが輝き合う 共生のまち あわ

2 基本方針

基本方針1	地域共生社会の推進
-------	-----------

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のためには、障がいに対する偏見や差別をなくし、助け合い・支え合いの地域づくりを進めていくことが大切です。

改正障害者差別解消法では、障がいを理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供を定めており、障がい者がその人らしい地域生活を送ることができるようには、権利や尊厳が保持されるように権利擁護も大切です。そのためにも、啓発や交流活動等を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進や障がい者虐待の防止に努めるとともに、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

すべての人が積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりを目指して、地域住民の理解促進の啓発やボランティア活動等の推進、障がい特性を踏まえた情報のバリアフリー化の推進、障がいのある人自身の運動・スポーツや芸術活動意欲の向上を図ります。また、障がいのある人が、安全・安心に生活することができるよう、国の指針や地域防災計画に基づき、地域や事業所での防災活動への参加、要支援者名簿の整備を進め、また、防犯対策及び消費者被害からの保護を推進します。

基本方針2	生活・日中の活動支援体制の充実
-------	-----------------

障がいのある人の日常生活を支えるためには、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実が必要です。また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための就労は重要であり、障がいのある人の就労に向けては、個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

障がいのある人の抱えている悩みや問題は多様であり、個々に応じた柔軟な対応が求められます。そのため、相談員の専門性の向上や人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援体制構築を行い、障がいのある人が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、多様なサービスの提供を進めます。就労支援については、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、関係機関が役割を担い、障がいの特性に応じた就労選択につなげ、各種制度や福祉サービスを通じて民間企業、事業所での一般就労への移行等、障がいのある人の就労機会の拡大を図ります。

基本方針3	教育・育成の充実
-------	----------

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の一員として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、合理的配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築が望まれています。

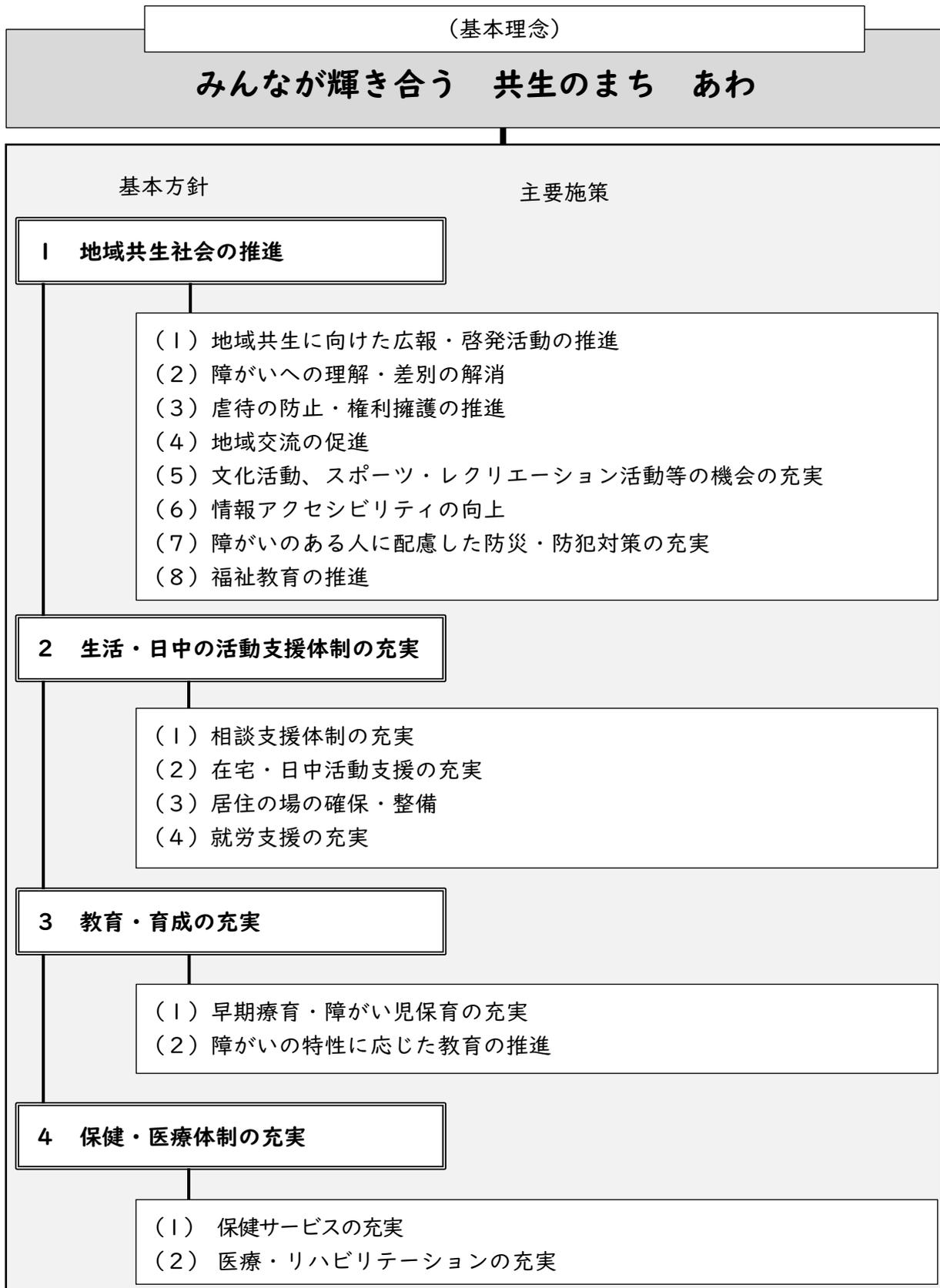
障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携による総合的な支援を推進します。

基本方針4	保健・医療体制の充実
-------	------------

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域で専門的な医療が受けられること、重症心身障がい児（者）の健康の保持、精神障がいのある人の地域移行を支えること等、保健・医療・福祉の分野において、それぞれが役割を担い、連携を強化していくことが必要です。

一人ひとりの障がいの状況に応じて、生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、継続した保健・医療および福祉サービスの充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

2 施策体系図



3 基本方針Ⅰ 地域共生社会の推進

（1）地域共生に向けた広報・啓発活動の推進

現状と課題

本市では、広報紙や市ホームページをはじめとする様々な情報媒体を通じた広報・啓発活動等を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を進めています。

アンケート結果では、用語の認知について、「障害者差別解消法」を知っている方は9.6%、「合理的配慮」について知っている方は7.7%でそれぞれ非常に少ない状況です。

障がいのある人への理解は深まりつつありますが、一部にみられる偏見や誤解の解消、障害者差別解消法改正など法改正に伴い、合理的配慮等の新たな取組について、市民や事業者等への一層の啓発が必要となっています。

このため、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動をさらに積極的に推進していきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
広報紙等による 広報・啓発活動 の充実	「広報あわ」や「阿波市ケーブルネットワーク」、「阿波市ホームページ」等で広報啓発活動を展開して、福祉への理解と関心を高めるための広報活動を充実させます。 また、障がいのある方等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。
「障害者週間」 等における行事 の充実	ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、これらの機会をとらえた障がいや障がいのある人への理解を深める行事の内容充実を図り、市民の参加を促進します。

（2）障がいへの理解・差別の解消

現状と課題

国においては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下「改正障害者差別解消法」とする。）の施行等法律が整備され、障がい者の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート結果では、外出先や学校・仕事場と日常の中で、「差別や嫌な思いをしたことがある」（「ある」と「少しある」の合計）人が全体で44.8%、なかでも知的障がい者は63.4%になり、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。

こうした実態を踏まえ、障がい者が権利の主体として地域で安心して暮らしていくためには、「改正障害者差別解消法」を踏まえ、差別の解消、障がい者や障がいへの理解促進につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

差別の解消、障がいや障がいのある人への理解促進などを実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

今後の取り組み

施策	施策の内容
障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みの推進	障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向け、市役所における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する取り組みの推進、事業者への周知・啓発に努めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会を中心に差別解消の取り組みを行うネットワークを形成し、差別のない社会づくりを進めます。
人権啓発の推進	「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図るとともに、学校関係者や障がい者等の人権問題に関する内容をまとめ、「阿波市男女共同参画基本計画」に基づいた人権啓発を推進します。

（3）虐待の防止・権利擁護の推進

現状と課題

本市では、障がい者虐待防止センターの設置など体制の整備を図り、虐待の防止や権利擁護を関係機関と連携しながら推進しています。

アンケート結果では、知的障がい者で「お金の管理」に介助が必要な人が66.1%になり、高齢化が進み、親亡き後の問題やご本人の高齢による影響を鑑みると、自分自身で選択や責任ある決定をすることが難しくなることがうかがえます。

こうした実態を踏まえ、障がい児や障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応について、引き続き関係機関が連携して取り組むとともに、障がいのある人が権利を尊重されながら安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する事業を広く周知し、利用を促進していきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
障がいのある人の虐待の防止に向けた体制の充実	障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の早期発見、障がい者を養護する者に対する支援や、虐待防止の啓発を推進します。
成年後見制度の周知と利用支援	判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度の周知、利用促進を図ります。
日常生活自立支援事業等の実施	判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業や金銭管理サービスの利用促進を図ります。

（4）地域交流の促進

現状と課題

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送るためには、地域参画や住民とふれあいながら、豊かな人間関係を築くことが重要であり、ともに支え合い、生きていく「共生」のまちづくりへの大事な基盤となります。

アンケート結果では、地域の行事や活動へ参加できないことに、「参加したい行事が無い」、「一緒に行く人がいない」、「会場に行く事が困難」との意見が上位を占めています。一方、地域の方がボランティア活動したい場合に、障がいのある方が望んでいることは、「世間話をして一緒に過ごす」、「普段から定期的に声かけなどをする」、「地域の行事やイベントと一緒に参加する」ことなどです。

障がいの有無にかかわらずお互いに理解し合い、ともに生きる社会をつくっていくために、障がいのある人とない人が交流する機会が重要です。

このため、学校や地域の団体等と連携し、だれもが気軽に参加できる行事を開催し、参画しやすい環境づくりに配慮し、多様な交流・ふれあいの居場所づくりを進めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
居場所づくりの推進	障がいの有無にかかわらず交流できる機会を増やすため、交流の場の確保や障がいのある人でも気軽に参加できるイベントの開催等を図ります。 障がい者やその家族が、お互いの悩みを共有できる仲間づくりや交流活動等の充実を図ります。
障がいのある人の参加支援	障がいのある人が交流活動等に参加しやすい環境づくりに向け、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣などの支援を行います。
ボランティア活動の支援	阿波市社会福祉協議会と連携し、ボランティア連絡協議会を通じたボランティア団体の支援、また、ボランティアコーディネーターの配置、ボランティア活動の学習（養成講座、福祉体験等）をおこない、ボランティア意識の高揚・育成を図るとともにボランティアセンター機能の充実を図ります。
公共交通機関の確保	公共交通空白地の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド型乗合交通を運航することにより、地域公共交通ネットワークの維持・向上を図ります。

（5）文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実

現状と課題

本市では、社会福祉協議会を主体に障がい者スポーツ大会やグランドゴルフ講習会、ニュースポーツ講習会を開催するなど、障がいのある人の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加促進に努めてきました。

障がいのある人がいきいきとした生活を送るためには、本人が持つ能力を最大限に生かせるよう支援することが重要です。文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等は、障がいのある人の生活を豊かにし、障がいのある人とない人との交流の機会にもつながります。

障がいのある人が生きがいに満ちた心豊かな生活を送るとともに、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを行えるよう、参加しやすい環境づくりに留意しながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実に努めます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
障がいのある人の文化芸術活動の促進	障がいのある方が制作した作品を展示する機会の提供を目的とし、障がい者及び障がい者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、障がい者スポーツ大会の内容充実・参加促進に努めます。 また、スポーツ大会やイベント等で各団体から推進委員の派遣依頼に応じて、気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。
生涯学習機会の充実	障がいのある人もない人も、生涯を通じて学習活動を行い、充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の充実に努めます。

（6）情報アクセシビリティの向上

現状と課題

国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者による情報の取得や意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるよう、配慮に努める必要があります。

本市では、地域生活支援事業の一環として、手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援事業を実施しているほか、パソコン講座を実施し、障がいのある人の意思疎通やICTの活用によるコミュニケーションの支援を進めています。

アンケート結果では、情報入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることに、「うまく話や質問ができない」、「自分の思いを伝えることを控えてしまう」ことや「難しい言葉や早口で話をされるとわかりにくい」ことが上位回答に挙げられており、コミュニケーションの支援の必要性が高いことがうかがえます。

すべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築いていくためには、障がいのある人とない人、障がいのある人同士のコミュニケーションを円滑にすることや障がいの状況に応じた収集手段の確保など、情報アクセシビリティの強化に努めます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
意思疎通支援の充実	聴覚や視覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業の利用促進を図ります。
障がいのある人のICT活用の促進	障がい者へICT機器の利用拡大や活用能力を向上させる講習会を実施し、障がい者の活動の充実に努めます。
障がい者施策等に関する情報提供の充実	広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、パンフレットなど、多様な情報媒体を通じ、障がい者施策・障がい福祉サービスの内容と利用方法、困ったときの相談機関・窓口に関する情報提供の充実に努め、分かりやすく、アクセスしやすい情報提供に努めます。
ホームページのウェブアクセシビリティの向上	阿波市ホームページへスマートフォンなどの多機能端末からのアクセシビリティを向上させ、情報提供の充実に努めます。

（7）障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

現状と課題

近年、南海トラフ地震や豪雨災害等災害に対する市民の関心が一層高まる中、防災マップの配布や危険箇所等のホームページへの掲載、地域における自主防災組織の育成に取り組んでいるほか、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定などを進めてきました。

アンケート結果では、災害時に一人で避難できるかについて、「できない」という人が37.0%で、なかでも知的障がい者では58.7%となっています。地域の防災訓練に「参加していない」人は、73.5%います。

このような状況を踏まえ、避難時に支援が必要な人の避難支援体制の充実、避難訓練への参加を促進させ、地域ぐるみで確実な避難行動に繋がるよう、日頃からの防災対策の一層の充実を進めます。また、障がいのある人が犯罪や悪質商法の被害にあわない環境づくりを進めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
防災・防犯意識の啓発	広報紙やホームページへの記事の掲載やケーブルテレビでの放送など、多様な手段を通じて啓発を図り、市民の防災・防犯意識の向上を図ります。
災害時における障がいのある人等の避難支援対策の充実	災害等において、障がいのある人や高齢者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成・更新や個別避難計画の作成に取り組めます。
福祉避難所の確保	災害時における障がいのある人等要配慮者に対して、設備や資機材並びに人材に関して特別な配慮がなされた避難所を各地区に確保します。
障がいのある人等への防災知識の普及啓発	防災教室や研修会を開催し、防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。
消費生活トラブルの防止	消費生活センターにおける適切な消費者相談の実施と相談体制の充実に努めます。 消費者被害の防止と自立した消費者の育成に向けた消費者教育や啓発、消費者安全確保地域協議会等による見守り活動を促進します。



（8）福祉教育の推進

現状と課題

障がいや障がいのある人への理解を深め、地域社会において人権尊重とすべての人の共生社会を育むためには、広報・啓発活動はもとより、教育活動の一環としての住民福祉教育・ボランティア体験学習が必要です。

本市ではこれまで、学校教育等を通じた福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていないこともあり、早い時期から障がいのある人と接するなど、さらに障がいや障がいのある人への理解を広めることが必要です。

このため、小中学校並びに地域住民も含めた福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まで幅広い層に対して、障がいの有無にかかわらず「地域共生社会」を育むための取り組みを推進していきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
学校教育における福祉教育の充実	障がいのない子どもが体験学習の機会を通じて日常生活の中で社会福祉への関心を高めるよう市内小・中学校を福祉協力校として指定し、障がい者との交流及び共同学習などを推進するとともにボランティア活動の理解促進を図ります。
教員の資質向上	こども園、小中学校の保育教諭、教諭等を対象に、講師を招いて、研修会を開催し、福祉教育に関する教員の資質向上に取り組みます。
交流教育の推進	特別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒と交流学習で一緒に学ぶことにより、障がいに対する理解促進を図ります。
人権教育の推進	人権講演会にて、障がいのある人をテーマとした講演会を実施し、広く市民に対する人権教育を推進します。
地域における住民福祉教育の充実	福祉に関する講座を取り入れることにより、障がい者について理解してもらう機会を設け、広く市民に対する福祉教育を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。
市職員の福祉意識の高揚	市職員に対する研修等の機会を充実させ、市職員の障がいに関する理解を深め、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

4 基本方針2 生活・日中の活動支援体制の充実

（1）相談支援体制の充実

現状と課題

本市では、障がいのある人やその家族などからの相談に応じるため、自立支援協議会を再編して相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制の強化に努め、相談支援専門員の人材育成を進めています。

アンケート結果では、不安や困ったことは、「自分の将来の生活設計」、「親亡き後について」、「経済的なこと」、「健康・医療について」が挙げられ、相談で困ることに、「どこに相談していいかわからない」が上位回答です。複雑な問題に対応できる相談支援体制と相談員の資質の向上が重要となります。

今後は、地域における相談の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置も視野に入れながら、相談支援体制のさらなる充実を進めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
相談支援事業の充実	総合的な相談支援体制の充実を図るため、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。 また、複雑化する課題に対応できる体制づくりとして、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職の確保や配置に努め、県や関係機関等とも連携しながら、研修を充実して、専門職の資質向上を図ります。
身体障害者相談員、知的障害者相談員等の確保	身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員による相談や家庭訪問等の実施により、障がい者ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。
自立支援協議会の充実・活用	地域の相談支援等のネットワークを構築し、地域のニーズや実情に沿った課題の解決に向け協議し、地域の関係機関の連携強化を図ります。 また、相談窓口の周知に努め、サービスの提供促進を図ります。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて連携を図り、地域で安心した暮らしができるための支援体制づくりを検討していきます。

（2）在宅・日中活動支援の充実

現状と課題

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域や家庭で生活していく上で、各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービスは大変重要なものです。

アンケート結果では、介助が必要な人の主な介助者について、身体障がい者は「配偶者」、知的障がい者と精神障がい者は「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が最も多くなっています。また、主な介助者の年齢は「70歳代」が31.7%と最も多く、「60歳代以上」になると62.1%となっています。介助者の高齢化の状況がうかがえます。介助を行う上で困っていることについては、「精神的負担が大きい」と「身体的負担が大きいこと」が挙げられ、在宅で介助を続けるために望まれる支援は、「福祉サービスなどについてわかりやすく情報を提供すること」と「介助（介護）にかかる経済的支援を充実すること」が上位回答に挙げられています。

このようなことから、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するとともに、介助者の負担や不安を軽減するため、各種サービスの周知に努め、サービスの利用に的確につなげていくことが求められています。

また、障がいのある人の高齢化が進む中、共生型サービスとして、介護保険事業と連携した切れ目のない支援も必要になります。

このため、障がいのある人が各種サービスをニーズに応じて利用できるよう、サービス提供事業者と連携し、地域におけるサービス提供体制の整備・充実を進めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
訪問系サービスの充実	個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅での自立した生活を支えていくためのサービスの充実を図ります。
日中活動系サービスの充実	個々の障がい者のニーズに応じて、生活介護や就労訓練など日中の活動を選択できるようにサービスの充実を図ります。
サービスの提供体制の確保	サービスの利用促進に向け、新たなサービスの提供への対応、障がい者の主体的なサービスの選択、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保を図ります。
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が自立した社会生活や日常生活が送れるよう、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた各種事業を実施します。
地域生活支援拠点事業等の充実	機能を充実させるため、自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行うとともに、事業の周知に努めます。
各種制度の周知	障がいのある人や家族の経済的負担を軽減するため、国・県の制度に基づき、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給しています。受給要件に該当する方に対して、周知に努めます。 また、県作成の「障がい者（児）福祉のしおり」を活用して、医療費への助成や税金の控除などの各種制度の周知に努めます。
サービスの質の向上	県や関係機関等とも連携しながら、サービス事業所従事者等の研修参加を促進し、サービスの提供を充実させるため、従事者の資質向上を支援します。

（3）居住の場の確保・整備

現状と課題

在宅での生活が困難な人の地域での自立生活を支援するためには、居住の場の提供が不可欠です。特に、知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが地域生活への移行を支援・促進する上で重要となります。

アンケート結果では、現在どのように暮らしているかについて、「家族と暮らしている」が79.2%を占めていますが、精神障がい者は「一人暮らし」が12.3%、知的障がい者は「福祉施設とグループホーム」で暮らしている人が9.2%います。今後の望む暮らし方としては、知的障がい者では「施設・グループホームで暮らしたい」が14.7%います。

一方、どこの地域で暮らしたいかについて、「住み慣れた地域で暮らしたい」が86.5%となっていますが、精神障がい者では19.2%、知的障がい者では11.9%は「自分の希望する地域」での暮らしを望んでいます。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人それぞれのニーズに対応できるよう、障がい者支援施設の施設入所支援を行うほか、グループホームなどの必要量の確保を目指します。

また、市の住宅施策との連携により、障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を支援する居住の場の確保に努めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
居住系サービスの充実	障がいのある人それぞれのニーズに応じた居住の場の確保に向け、グループホームや施設入所支援などの居住系サービスを提供します。
市営住宅の利用支援	市営住宅への入居の申込基準や家賃の減免などについて周知し、利用を支援します。
住宅改造費の助成	生活自立の促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者等の自立意欲を高め、地域での生活を支援します。

（4）就労支援の充実

現状と課題

就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加や社会貢献、生きがいがづくりにつながるものであり、障がいのある人の暮らしにとって非常に重要なものです。本市では、障がい福祉サービスの中の就労系サービスとして、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を実施しています。

アンケート結果では、今後収入を得る仕事をしたいかについて、「したい」と意欲のある人は、44.8%います。そのうち、「したいが、できない」と思う人が身体障がい者では27.7%、知的障がい者では28.4%とそれぞれいます。今後の就労先の希望は、知的障がい者は、「障がい者施設での就労（就労移行支援・就労継続支援など）」が最も多く、精神障がい者は、「民間企業」が最も多くなっています。

一方、現在働いている人は33.4%、勤務形態として、身体障がい者では「自営業」、「農林水産業」などが最も多く、知的障がい者と精神障がい者では「福祉サービスを利用して働いている」が最も多くなっています。

このような状況を踏まえ、今後は、障がいのある人の経済的自立と自己実現に向け、障がいの特性に応じ、能力を最大限に発揮して働けるよう、就労の選択ができる多様な働く場の確保に努めるとともに、引き続き、就労後の定着に向けて障がいのある人と雇用者の相談支援を積極的に推進します。

今後の取り組み

施策	施策の内容
関係機関との連携による就労支援	就労を希望する障がいのある人やその家族から相談があった場合には、ハローワークや徳島障害者職業センター等の機関を紹介することにより、それぞれに合った就労支援を行います。
事業主の理解促進	障がい者の雇用の促進を図るための啓発活動を推進するほか、事業所への合理的配慮の義務化について周知します。
「障害者雇用促進法」に基づく障がい者雇用の促進	民間企業における障がい者雇用を促進するとともに、市役所など公的機関における障がい者を対象とした採用の拡大を図ります。
障がい者雇用に関する各種助成制度の周知・活用の促進	ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら、各種助成制度を周知し、活用を促進します。
就労系サービスの充実	就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援に加え、新しく創設される就労選択支援の活用により、障がい者本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるように支援します。
障がい者就労支援施設等からの物品等の調達	障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品等を調達するように推進します。

5 基本方針3 教育・育成の充実

（1）早期療育・障がい児保育の充実

現状と課題

本市では、広報紙等により母子保健事業を周知するとともに、乳幼児健康診査の該当者には通知をして受診勧奨を行い、健診内容を充実させています。また、療育相談や発達相談、ことばの相談等を行い、障がいの早期発見・早期療育に努めています。

アンケート結果では、お子さんの発達が気になった年齢は、「0歳～1歳6か月」と「1歳7か月～3歳」で86.1%となっており、乳幼児健康診査の取り組みが重要であることがうかがえます。お子さんに関してどのような情報提供を望んでいるかについて、「福祉や医療、教育などの制度」、「多動や他害などの問題行動に関する情報」、「家族支援に関する情報」、「言語の発達についての情報」が上位回答に挙げられています。

このため、引き続き、障がいの早期発見のための乳幼児等健康診査等を実施し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、幼児期からの早期療育体制の充実を図る必要があります。

認定こども園においては、子ども一人ひとりの特性に合った障がい児保育に取り組んでいますが、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進のため、障がい児への支援力の向上を図る必要があります。

また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの新設」、「保育所等訪問支援の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られることとなっています。本市においても、これを踏まえ、障がいのある子どもの多様な支援ニーズを把握し、きめ細かな対応に努めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
母子保健事業の推進	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のため、保健、福祉、医療等の関係機関の連携強化を図ります。
乳幼児健康診査等の充実	3～5か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診を実施し、異常の早期発見・早期治療を行います。また、保護者・家族の相談に応じ、適切な助言と支援を行います。
乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実	乳幼児健診等で要精密検査や要指導等となった児や保護者に対し、小児神経専門医師、公認心理師・言語聴覚士等による発達相談や言語相談・療育相談等を行い、適切な助言やサービスが受けられるよう支援を行います。また、各専門職が連携し、適切な支援を行うことにより、児の健全な発達を促します。
障がい児保育の充実	<p>こども園では、入園前に、保護者や関係機関から情報を収集し、必要に応じた設備や職員数等の環境を整え、入園後は、専門家の訪問や巡回指導訪問等で具体的な援助などの指導・助言を受けたり、専門性向上に向けての研修に参加したりして、園児一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、園児の発達段階に応じた適切な支援が行えるような体制づくりに努めます。</p> <p>児童発達支援や保育所等訪問の利用を促進することにより、特別な支援を必要とする子どもの発達促進を支援します。</p>
障がい児支援サービスの充実	児童発達支援や放課後等デイサービスなど既存のサービスの提供体制の充実のほか、重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する体制の確保などに努めます。
就学支援の充実	障がいのある子どもがそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるよう、相談支援を充実させるとともに、保育から教育への情報提供を円滑に進めるため、保健、福祉、教育等の連携強化を図ります。

（2）障がいの特性に応じた教育の推進

現状と課題

LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいのある子どもが増加しています。これらの子どもを含め、障がいのある子どもの自立と社会参加を支援していくため、教育の場における障がい児支援の一層の充実が求められています。一人ひとりの障がいの状況に応じた教育により、その可能性や能力を最大限に高め、社会的に自立できるよう支援していくことが必要です。

アンケート結果では、お子さんのことで悩みや不安に思うことに、「将来(進路等)のこと」が60.9%、「コミュニケーション能力」が53.0%となっています。

障がいのある子どもが将来的に社会的自立を図れるよう、一人ひとりの能力や障がいの状況に応じたきめ細かな教育的支援を行うとともに、学校施設・設備の整備に努めます。また、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学ぶ（インクルーシブ教育）システムを構築し、教職員の資質の向上を図るなど、障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組みます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
特別支援教育に関する相談支援体制の周知・活用	特別支援教育コーディネーターや特別支援教育巡回相談員による相談支援体制について学校や保護者に周知し、一人ひとりのニーズに合った支援に生かしていきます。
特別支援教育の充実	児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握しながら特別支援学級や通級指導教室への入級（室）することで、個別の支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。
専門性・指導力の向上	障がいの重複化や多様化等に対応できるよう、県・市で教員や関係者に対する研修を実施し、専門性の向上を図る人材育成に取り組みます。
障がい児を持つ親の会への支援	障がい児や支援の必要な子どもを育てることの不安を軽減することを目的とする障がい児をもつ親の会に対し、情報提供や会のPR活動などの支援に努めます。
障がい児に配慮した学校施設・設備の整備	障がいのある子どもが学びやすい環境づくりに向け、学校施設のバリアフリー化や、障がいの種別や程度に応じた設備・教材等の整備を進めます。

6 基本方針4 保健・医療体制の充実

（1）保健サービスの充実

現状と課題

心身ともに健やかで安心した生活を送るためには、疾病を予防することが重要です。

アンケート結果では、障がいや病気がわかるまでに保健サービス、医療やリハビリテーションを受けられなかった理由に、「情報がなかった」が51.6%、「気が付かなかった」が45.2%となっています。医療のことで困っていることは、「医療費の負担がたいへん」、「専門的医療施設が近くにない」、「医療機関が近くにない」が上位回答に挙げられています。

また、障がいのある人がいきいきとした暮らしを送るためには、2次障がい等の予防や、それぞれの状況に応じた健康づくりが重要であり、身近な地域で適切な保健サービスを受けられることが必要です。

このため、疾病の予防と、障がいのある人の2次障がい等の予防、健康づくりに向け、保健サービスの充実に努めるとともに、それを利用しやすい環境づくりを進めていきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
疾病の予防に向けた取り組みの推進	生活習慣病に着目した健診にて、リスクのある対象者を抽出し、保健指導を実施します。また、妊婦・産婦・乳幼児に対して健診等の機会を通して栄養・保健指導を実施し、疾病の予防対策を進めます。
障がいのある人が保健サービスを利用しやすい環境づくり	障がいのある人の2次障がい等の予防に向け、電話相談や家庭訪問による保健指導などを行うことにより、保健サービスの利用につなげます。
精神保健福祉の推進	精神障がいについての正しい知識の普及に努めるとともに、精神障がいのある人や精神保健に課題のある人からの相談事業や家庭訪問など、県と連携しながら支援します。 また、精神障がいのある人の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がいのある人の退院後の支援に係る取り組みを進めます。

（2）医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障がいのある人が、2次障がい等を予防しながら、地域でできる限り自立して生活していくためには、適切な保健サービスを受けることはもとより、適切な時期に適切な医療・リハビリテーションを受けることが重要です。

アンケート結果では、地域で生活するためにあればよい支援として、「在宅で医療的ケアなどが得られる」が30.2%となっています。

このため、障がいのある人がその特性や程度に応じた適切な医療・リハビリテーションを受け、健康の維持・増進を図ることができるよう、医療機関や関係機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進していきます。

今後の取り組み

施策	施策の内容
在宅医療の充実促進	通院困難な障がいのある人が自宅で安心して治療を受けられるよう、訪問診療や訪問看護等の充実に向け、圏域内の医療機関や関係機関と連携するとともに、訪問診療等を実施する医療機関の情報把握に努めます。
リハビリテーション体制の充実	障がいにより身体の機能が低下している人を対象とした日常生活の自立支援のための訓練サービス（自立訓練）のサービス提供体制の充実を促進するほか、介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーション体制の充実を図ります。
難病患者等への支援	難病患者の在宅での生活を支援するため、県や関係機関と連携しながら、患者とその家族の相談支援等を行うとともに、在宅で生活している難病患者の把握に努めます。
医療費の給付・助成	重度の障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。

第4章 障がい福祉計画（第7期）

Ⅰ 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、すべての市民が地域を構成する一員として、共にいきいきと暮らす「一人ひとりがそれぞれの舞台に立って活躍し、輝きを増すまちづくり」を目指しています。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

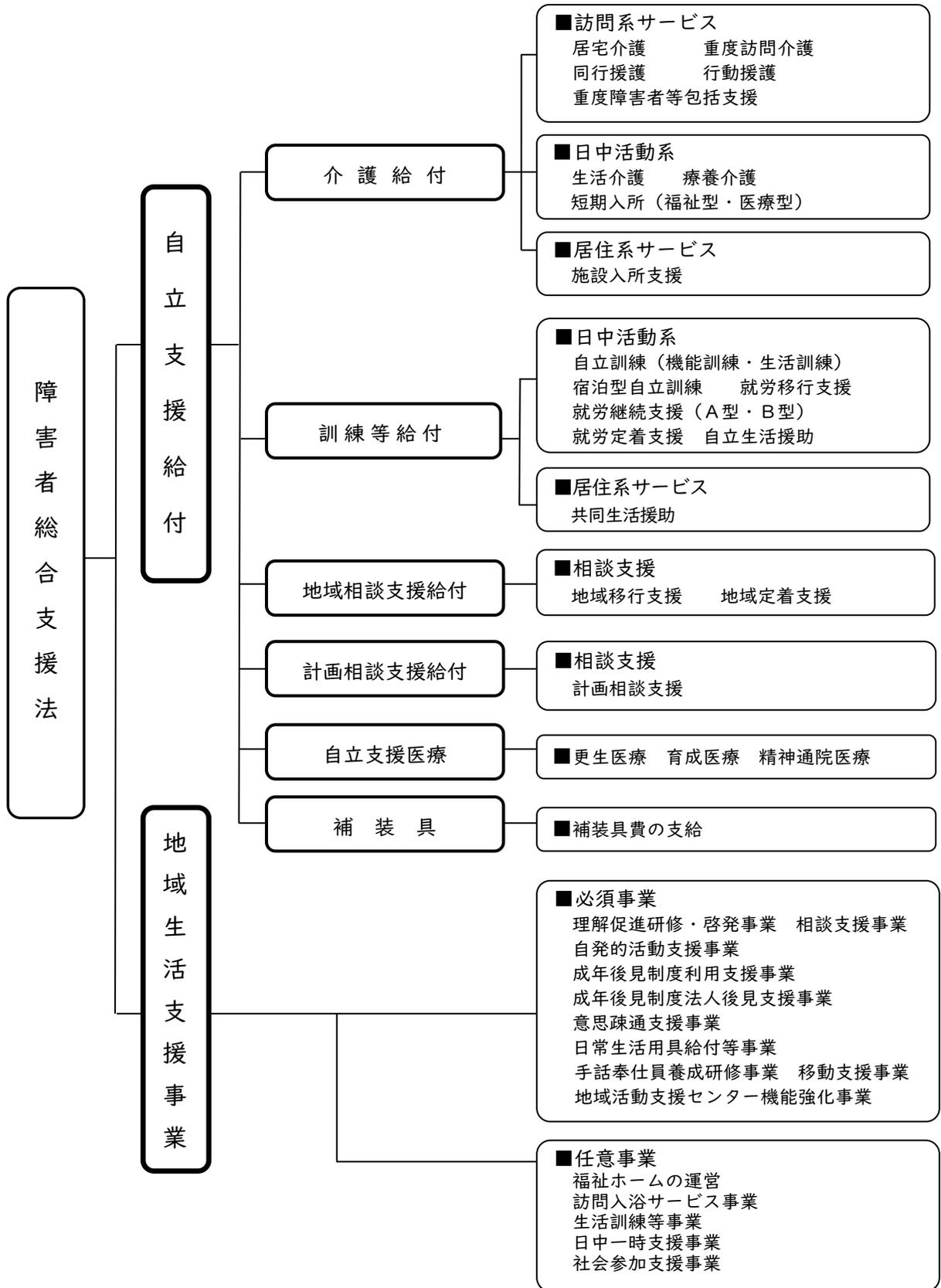
【基本指針の主な見直しポイント】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・ 就労選択支援の創設への対応 ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・ 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

<p>発達障がい者支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
<p>地域における相談支援体制の充実強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
<p>障がい者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
<p>「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>障がい福祉サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
<p>障がい福祉人材の確保・定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
<p>よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
<p>障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

2 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



3 成果目標 第7期目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・施設入所者の地域生活への移行
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者数の削減
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

国の基本指針に基づき目標値を設定します。令和8年度末の施設入所者総数については、4人の地域移行を見込み、令和4年度末時点の施設入所者総数の80名を超えないことを目標とします。

【施設入所者と地域移行者数実績値】

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所から地域生活への移行者数	年間実績(人)	0	0	1	1	0
施設入所者数	年度末現在(人)	89	87	81	80	80

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	80人	
令和8年度末時点の施設入所者数 (B)	76人	令和8年度末時点の施設入所者数 $80人 \times 95.0\% (5.0\%減) = 76人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合	4人 5.0%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者数と割合	5人 6.3%	(A) - (B) 施設入所からグループホーム等に移行する人数

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針（県）

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における精神病床における早期退院率を、入院3ヶ月後時点で68.9%以上、入院後6ヶ月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

自立支援協議会の精神障がい者支援部会を協議の場として活用し、圏域の保健・医療・福祉関係者が参加して、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置実績値】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2	2	2
協議の場における目標設定及び評価	開催回数	1	1	1

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2	2	2
協議の場における目標設定及び評価	開催回数	1	1	1

（3）地域生活支援拠点等の充実

国の基本指針

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

引き続き、地域生活支援拠点等を圏域全域で1か所設置し、年2回を目標に運用状況等の検証及び検討を実施します。また、強度行動障がい者への支援体制の整備については、自立支援協議会において協議を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備実績値】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置	箇所数	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数	2	1	3

【地域生活支援拠点等の整備目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	箇所数	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数	2回	2回	2回
強度行動障がい者への支援体制の整備	有無	協議	協議	協議

（4）福祉施設から一般就労への移行促進

国の基本指針

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
（新規）

【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率[※]については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。（新規）

※就労定着率：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数実績値】

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	年間実績 (人)	3	0	3	0	2 0.67倍
就労移行支援から一般就労への移行者数	年間実績 (人)	1	0	0	0	0 0倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	年間実績 (人)	2	0	2	0	0 0倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	年間実績 (人)	0	0	1	0	2 2倍
就労移行支援の利用者数	3月実績 (人)	11	7	5	5	5 0.45倍
就労継続支援A型の利用者数	3月実績 (人)	13	18	20	18	18 1.38倍
就労継続支援B型の利用者数	3月実績 (人)	84	93	95	104	108 1.29倍
就労定着支援の利用者数	3月実績 (人)	4	6	4	2	0 0倍

※令和5年度は見込み、下段は令和元年度と令和5年度の比較（倍数）

【一般就労への移行者数目標値】

項 目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数（A）	3人	令和3年度実績値
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数（B）	6人 2.00倍	（B）／（A） 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	1人 1倍	令和3年度実績値 0人 国の指針：令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和3年度実績値 2人 国の指針：令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2人 2.00倍	令和3年度実績値 1人 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	50.0%	令和5年度実績（一般就労移行者数2人、就労移行支援利用者数5人）を鑑みて、令和6年～令和8年度のいずれかの年度で目標達成を見込む

【一般就労移行後の就労定着支援利用者数目標値】

項 目	数 値	考 え 方
就労定着支援事業の利用者数	4人	令和3年度実績値 3人 国の指針：令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	25.0%	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

基幹相談支援センターの設置に向け、自立支援協議会等で協議を図ります。

引き続き、自立支援協議会において、圏域内の相談支援専門員の事例検討や協議等を実施することにより、地域の相談支援体制の強化を進めます。また、分野別の課題について専門的な調査、検討等を行うため、自立支援協議会に専門部会を設置し、地域課題の解決に向けて取り組みます。

【相談支援体制の充実・強化目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	有
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	12	12	12
	参加事業者機関数	5	5	5
自立支援協議会の専門部会	設置数	5	5	5
	実施回数	10	10	10

（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

障がい福祉サービス等の質の向上策として、県が実施する研修会等に積極的に参加します。また、障害者自立支援審査支払システム等での審査結果等を活用し、給付費の請求の過誤をなくすための取組について検討します。

【障がい福祉サービスの質の向上目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	参加人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を、事業所等と共有する体制	有無	検討	検討	検討

4 活動指標

（1）訪問系サービス

■ サービス内容

居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援助、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■第6期サービスの実績

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	55	691	56	677	58	806
重度訪問介護	0	0	1	29	1	490
同行援護	11	76	12	88	11	85
行動援護	3	96	4	101	5	102
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	60	833	62	861	64	889
重度訪問介護	1	495	1	495	1	495
同行援護	12	93	12	93	12	93
行動援護	5	160	5	160	5	160
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

（確保の方策）

- コロナ禍による外出自粛の影響を受け、減少していましたが、今後はコロナ前の水準に戻ると見込んでいます。
- 計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。
- 阿波市内及び近隣市町でサービス提供事業所が確保できるよう、適切な予算措置を行います。

（2）日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいや難病を有する方などが、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいや精神障がいを有する方が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいを有する方に、障がい福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （A型）	一般就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能の方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （B型）	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がい者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障がい者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

■第6期サービスの実績

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	149	2,664 (17.9/人)	144	2,725 (18.9/人)	142	2,701 (19.0/人)
自立訓練（機能訓練）	1	12	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	13	1	7	2	40
就労移行支援	8	104	8	89	6	66
就労継続支援（A型）	23	374	26	403	19	362
就労継続支援（B型）	108	1,711 (15.8/人)	105	1,750 (16.7/人)	117	1,897 (16.2/人)
就労定着支援	7		5		2	
療養介護	18		18		18	
短期入所（ショートステイ）	11	39	17	49	18	69
（福祉型）	10	35	16	48	17	61
（医療型）	1	3	1	1	1	8

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	142	2,701	142	2,701	142	2,701
自立訓練（機能訓練）	1	15	1	15	1	15
自立訓練（生活訓練）	2	40	2	40	2	40
就労選択支援	0	0	3	6	3	6
就労移行支援	6	66	7	77	8	88
就労継続支援（A型）	20	381	21	400	22	419
就労継続支援（B型）	120	1,920	123	1,968	126	2,016
就労定着支援	4		4		4	
療養介護	16		16		16	
短期入所（ショートステイ）	19	73	20	77	21	81
（福祉型）	18	65	19	69	20	73
（医療型）	1	8	1	8	1	8

（確保の方策）

- 施設等から地域生活へ移行した後の利用や、特別支援学校卒業生などの新たな対象者に対応するため、県や近隣市町と連携するとともに、自立支援協議会の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 自立支援協議会を活用し、商工関係団体等と就労継続支援事業所をつなぎ、就労継続支援事業所の業務が確保できる体制づくりに努めます。

（3）居住系サービス

■ サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がい者のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障がいにより単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ 第6期サービスの実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	42	43	44
施設入所支援	94	84	84

■ 第7期サービスの目標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	45	46	47
施設入所支援	80	78	76

（確保の方策）

- 阿波市内に共同生活援助の施設整備を望む声もあり、地域生活移行の場とも考えられることから、継続して、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促すとともに、近隣市町の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。
- 本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障がい者の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

（4）相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■第6期サービスの実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	339	351	376
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

■第7期サービスの目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	388	400	412
地域移行支援	2	3	4
地域定着支援	2	3	4

（確保の方策）

- 障がい者が、障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障がい福祉サービスの利用が滞ることがないよう、相談支援事業所の確保に努めます。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

5 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

■事業内容

地域住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第6期サービスの実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

- 広報紙やホームページなどを活用し、障がいの理解に向けた啓発を図ります。
- 「障害者週間」など地域住民が障がいについて関心を持ちやすい時期に、パネル展示や広報への掲載等に取り組みます。

（2）自発的活動支援事業

■事業内容

障がい者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的支援活動事業	実施の有無	無	無	無

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的支援活動事業	実施の有無	有	有	有

○事業の実施に向け、関係部局と連携した取り組みを推進します。

（3）相談支援事業

■事業内容

①基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

②住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

- 基幹相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組み等については、相談支援事業所をはじめ、関係機関と連携して、障がいのある人の地域における生活を総合的にサポートします。また、総合的・専門的な相談支援の実施については、市担当課に保健師を配置し、相談支援体制の維持・充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置も視野に入れ検討します。
- 一般住宅への入居に際し支援が必要な障がい者に対し、相談支援事業者等による住宅入居等支援事業の実施について検討します。

（4）成年後見制度利用支援事業

■事業内容

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

■第6期サービスの実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	3	2	3

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	4	5	6

- 権利擁護の相談窓口である中核機関と連携し、対象者・住民・関係者への適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な対象者が、利用ができるよう予算措置を行います。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

■第6期サービスの実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

○権利擁護の相談窓口である中核機関と連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見を進めるにあたり、必要に応じてこの事業の活用を検討します。

（6）意思疎通支援事業

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。

- ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ②手話通訳者設置事業

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実人数（人/年）	4	7	6
	利用件数（件/年）	40	68	52
手話通訳者設置 事業	設置者数	0	0	0

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実人数（人/年）	7	7	7
	利用件数（件/年）	68	68	68
手話通訳者設置 事業	設置者数	0	0	0

- 手話通訳者や要約筆記の派遣について、徳島県への委託により実施します。
- 市役所での事務手続き等において手話通訳が必要な場合は、手話通訳できる職員に対応を依頼しています。
- 利用に関する情報提供に努めます。

（7）日常生活用具給付等事業

■事業内容

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障がい者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	実績	2	1	4
自立生活支援用具	実績	3	6	2
在宅療養等支援用具	実績	7	7	2
情報・意思疎通支援用具	実績	2	7	2
排泄管理支援用具	実績	1,087	1,064	1,004
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	実績	1	3	2

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込	4	4	4
自立生活支援用具	見込	6	6	6
在宅療養等支援用具	見込	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	見込	7	7	7
排泄管理支援用具	見込	1,087	1,087	1,087
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込	3	3	3

○福祉用具等に関する情報の収集や周知を図るとともに、個々のニーズや障がい特性に即した適正な給付に努めます。

（8）手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 終了者数 (登録者数)	0	0	0

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 終了者数 (登録者数)	1	1	1

○近隣市町と連携し、手話奉仕員養成研修の開催に努めます。

（9）移動支援事業

■事業内容

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 （個別支援型）	実利用者数 （人/年）	21	27	23
	延利用時間 （時間/年）	2,578	2,797	2,837
移動支援事業 （車両輸送型）	実利用者数 （人/年）	92	83	74
	延利用時間 （時間/年）	1,323	1,192	1,118

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 （個別支援型）	実利用者数 （人/年）	24	25	26
	延利用時間 （時間/年）	2,737	2,737	2,737
移動支援事業 （車両輸送型）	実利用者数 （人/年）	92	92	92
	延利用時間 （時間/年）	2,515	2,515	2,515

○ニーズの把握に努めるとともに、事業に関する情報提供に努めます。

○希望の日時に利用ができるよう、既存の事業者との調整を進めるほか、事業への参入を促進するなど、実施事業体制の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

■事業内容

障がいのある人の地域生活を支援するために、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進等を支援する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。市内にはⅡ型事業所が1か所あります。

■第6期サービスの実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人/年）	18	17	15

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人/年）	18	18	18

○地域活動支援センターでは、創作的活動のほか、入浴など地域の実情に応じたサービスを行っています。地域活動支援センターが適切な運営が行えるよう、事業評価を行い、適切な予算措置を行います。

○適切な利用のための情報提供に努めます。

（11）任意事業

■事業内容

阿波市が自主的に取り組む事業として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

①日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座・調理実習・夏期社会適応訓練事業 障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。 ・日中一時支援 日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市が認めた支援を行います。 ・福祉ホーム利用費助成事業 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整等を行います。
②社会参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション教室開催等 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、指導者の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツにふれる機会等を提供します。 ・自動車運転免許取得・改造助成事業 障がい者の自動車運転免許の取得及び身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
③権利擁護支援事業	<p>障がい者が虐待や差別を受けることなく、地域で安心して生活できるよう、虐待の防止や早期発見、差別の解消に向けた取り組みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センター 障がい者虐待に関する通報、および相談の窓口となる機関です。

■第6期サービスの実績

①日常生活支援事業

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)
生活訓練等	35	3	38	3	40	3
日中一時支援	11	15	9	17	11	17
福祉ホーム利用費助成事業	1	1	1	1	1	1

②社会参加支援事業

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)
スポーツ・レクリエーション 教室開催等	0		0		1	
自動車運転免許取得・改造助成	0		0		2	

③権利擁護支援事業

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
障害者虐待防止対策支援	有	有	有

■第7期サービスの目標

①日常生活支援事業

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (箇所)
生活訓練等	40	3	40	3	40	3
日中一時支援	11	17	11	17	11	17
福祉ホーム利用費助成事業	1	1	1	1	1	1

②社会参加支援事業

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)	実人数 (回・件/年) 有無	実施箇所 (箇所)
スポーツ・レクリエーション 教室開催等	1		1		1	
自動車運転免許取得・改造助成	1		1		1	

③権利擁護支援事業

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
障害者虐待防止対策支援	有	有	有

○ニーズの把握やサービス内容に関する情報提供に努めます。

○事業の周知に努めるとともに、継続して事業が実施できるよう予算措置を行います。

第5章 障がい児福祉計画（第3期）

1 基本的な考え方

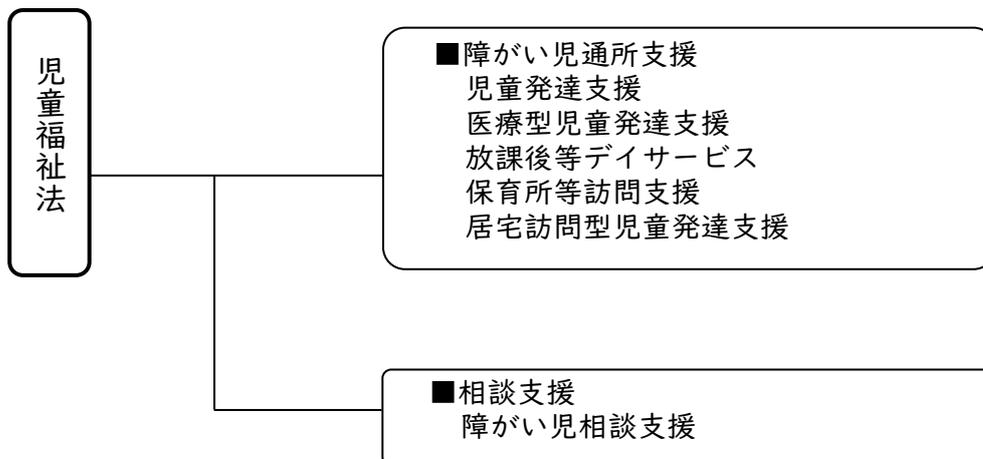
障がいの有無に関わらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障がいのある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障がい児支援サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障がい児支援サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障がい児支援の提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（都道府県）
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

2 障がい児支援サービス

■体系図



3 成果目標 第3期目標

（1）障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針

【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】

- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・ 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

- ・ 各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

児童発達相談センターは、引き続き1か所設置します。

保育所等訪問支援の体制の構築は、引き続き提供事業所1か所確保します。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域では1か所ずつ確保していますが、市内でのサービスの提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、情報共有や協議等を行います。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和5年度の配置を継続し、圏域で4名配置します。

【障がい児支援の提供体制実績値】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	箇所数	1	1	1
保育所等訪問支援の体制	箇所数	1	1	1
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	箇所数	0	0	0
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	箇所数	0	0	0
医療的ケア児支援のための協議の場	箇所数	1	1	1
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	4	4	4

【障がい児支援の提供体制目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター	箇所数	1	1	1
保育所等訪問支援の体制	箇所数	1	1	1
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	箇所数	0	0	1
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	箇所数	0	0	1
医療的ケア児支援のための協議の場		実施	実施	実施
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	4	4	4

4 活動指標

（1）障がい児通所支援

■ サービス内容

児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）の授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

■第2期サービスの実績

【障がい児通所支援実績】

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	94	794	103	765	100	757
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	145	1,679	155	1,576	162	1,775
保育所等訪問支援	50	12	56	18	61	29
居宅訪問型児童発達支援	1	2	0	0	0	0

■第3期サービスの目標

【障がい児通所支援見込】

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	104	772	105	780	106	787
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	165	1,808	170	1,863	175	1,917
保育所等訪問支援	63	30	65	31	67	32
居宅訪問型児童発達支援	1	2	1	2	1	2

（確保の方策）

- 障がい児が、障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう、障がい児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、体制づくりに努めます。
- 教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や障がい児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。

（2）障がい児相談支援

■ サービス内容

障がい児相談支援	障がい児通所支援等を申請した障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
----------	---

■ 第2期サービスの実績

【相談支援実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実人数 (人/月)	242	259	260

■ 第3期サービスの目標

【相談支援見込】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	実人数 (人/月)	265	270	275

（確保の方策）

- 障がいのある子どもやその家族を支援していくため、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

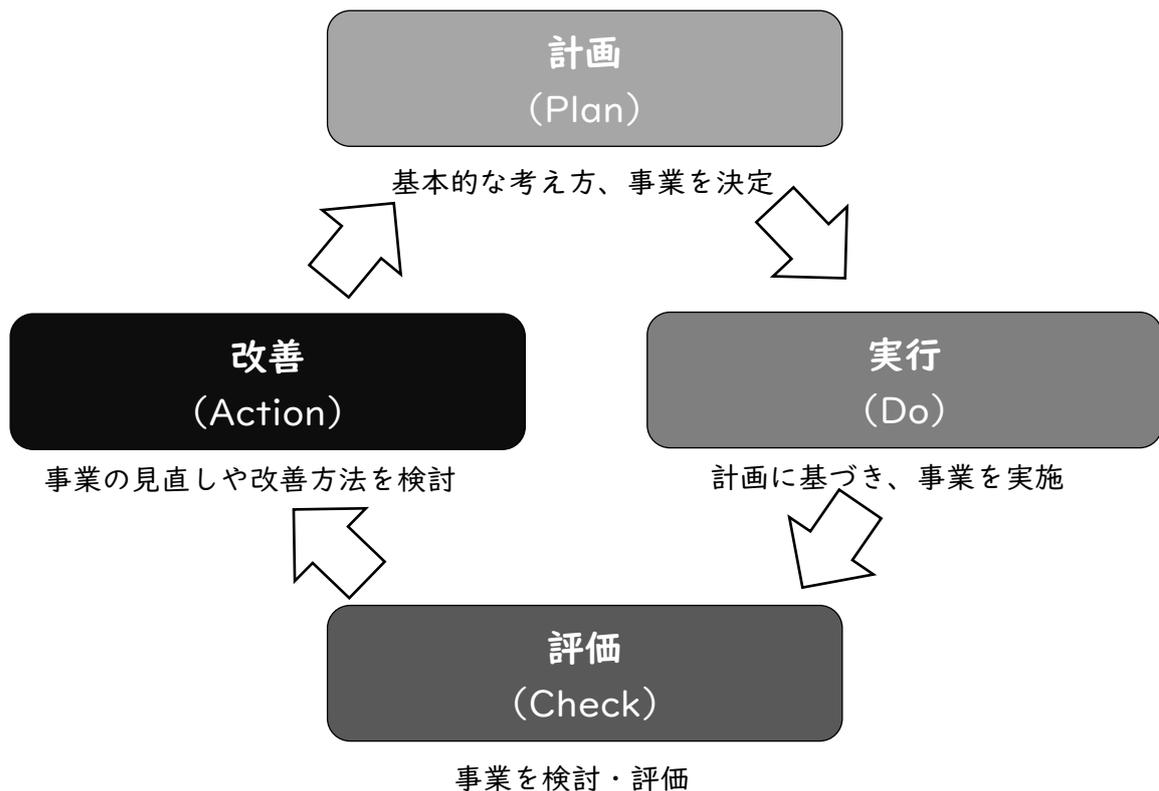
第6章 計画の推進

I 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

■ PDCAサイクルのプロセスイメージ図



2 計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、福祉・保健部局を中心に、関係部局相互の連携を強め、庁内推進体制の強化を図ります。

また、自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

(1) 計画の周知

本計画については、市の広報紙、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある人やその家族、地域住民、障がい者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障がい者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障がいのある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

(3) 地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等と連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県との連携

障がい福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編

Ⅰ 阿波市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく阿波市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく阿波市障がい福祉計画及び児童福祉法（平成22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく阿波市障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）を策定するに当たり、広く市民及び有識者の意見を聴き、その内容を検討するため、阿波市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画等の策定に関し必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により市長に委嘱された日から障がい者計画等の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月25日から施行する。

2 策定委員会名簿

	分野	団体等	役職等	氏名
1	学識 経験者	徳島大学大学院 医歯薬学研究部	教授	◎白山 靖彦
2		四国大学	元教授	日開野 博
3	医療 関係者	阿波市医師会	会長	笠井 謙二
4	社会福祉 関係者	阿波市民生児童委員連絡協議会	会長	茂治 博仁
5		阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子
6	障がい者 団体	阿波市身体障害者会	会長	○土江 信昭
7		阿波市手をつなぐ育成会	会長	福井 公子
8	福祉施設 関係者	社会福祉法人 共生会	理事長	原 照代
9		社会福祉法人カリヨン れもん吉野	施設長	津川 史郎
10		特定非営利活動法人 アスカ	理事長	笠井 光顯
11		特定非営利活動法人 スマイル	理事長	原 美智子
12		児童発達支援センターどんぐり	施設長	島尾 栄子
13	雇用促進 関係者	吉野川公共職業安定所	所長	下木 哲治
14	福祉行政 関係者	吉野川保健所	次長	前田 恵美
15	教育行政 関係者	阿波市教育委員会	次長	佐藤 正彦

※◎：委員長、○：副委員長

※敬称略、順不同

令和6年3月

発行：阿波市

編集：阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

TEL：0883-36-6812

FAX：0883-36-5158
